

令和元年度

就学支援

Q & A

島根県教育委員会

【目次】

I	障がいのある子供の教育	
Q 1	障がいのある子供の教育についてどのように考えればよいのでしょうか。	1
Q 2	県内の障がいのある子供の教育はどのように行われていますか。	2
Q 3	障がいのある子供の就学はどのようになっていますか。	
	・就学先ごとの対象となる障がいの程度基準	3
	・認定特別支援学校就学者に係る規定	6
	・就学支援に係る計画	7
II	市町村教育委員会と県教育委員会の就学に係わる役割と責任	
Q 4	市町村教育委員会は就学支援に当たってどのような責任があるのでしょうか。	8
Q 5	県教育委員会は就学支援にあたりどのような役割があるのでしょうか。	10
Q 6	市町村の教育支援委員会はどのような役割がありますか。	11
Q 7	事務局として市町村の教育支援委員会をどのように進めればよいのでしょうか。	13
Q 8	就学支援はどのように進めればよいのでしょうか。	14
Q 9	医療的ケアを必要とする子供について就学前にどのような準備をしておく必要がありますか	17
Q 10	特別支援学校へ就学する児童がいます。どのような手続を行えばよいのでしょうか。	18
Q 11	小・中・義務教育学校に在籍する子供で、特別支援学校へ転学の希望が出ました。 どのような手続を行えばよいのでしょうか。	20
Q 12	通常の学級に在籍する子供で、年度中途に特別支援学級への入級希望が出ました。 どのような手続を行えばよいのでしょうか。	21
Q 13	他県の病院へ入院し、病院内にある特別支援学校へ転学することになりました。 どのような手続を行えばよいのでしょうか。	22
Q 14	転居に伴い他県の特別支援学校へ転校する場合はどのような手続を行えばよいのでしょうか	24
Q 15	特別支援学校から市町村立の小・中・義務教育学校へ転学することになりました。 どのような手続が必要でしょうか。	25
Q 16	県内の特別支援学校から、県内の他の特別支援学校へ転学する場合はどのような手続が必要でしょうか。	26
Q 17	特別支援学校へ就学した子供について、市町村教育委員会との連絡はどのように 取ればよいですか。	28

【資料】

資料 1	学校教育法施行細則と様式一覧	29
資料 2	障がい種別の教育	39
資料 3	入院中の児童生徒の教育措置について	46
資料 4	「通級による指導」について	52
資料 5	特別支援学校に巡回教育相談を依頼する手続	67
資料 6	児童心理治療施設入所児童生徒の転学の手続	72
資料 7	市（町村）立小・中学校等管理規則の例（様式第 16 号）	75
□	通知関係	76



障がいのある子供の教育についてどのように考えればよいのでしょうか。

【インクルーシブ教育システムについて】

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本においても平成26年1月20日に同条約の批准となりました（発効は2月19日）。その間、障害者基本法の一部改正、障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定等、障害者に関する様々な制度の整備が行われてきました。

また、平成24年に中教審初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」として報告がまとめられました。この報告を踏まえ、平成25年に学校教育法施行令の一部が改正されました。具体的な改正のポイントとして、①就学先の決定の仕組みの改正について②障害の状態等を踏まえた柔軟な転学について③視覚障害者等である児童生徒等の区域外就学について④保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大の主な4つの点があげられます。

上記の報告において、インクルーシブ教育システムの構築のためには、障がいのある子供と障がいのない子供が、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであることが掲げられています。就学事務においても、その理念を念頭に連続性のある「多様な学びの場」の中で、一人一人の子供に合った、学びの場が提供されなければなりません。そのためには教育委員会、学校、保護者、関係機関等が相互に連携し合い、就学について関係者の合意のもとに円滑にすすめられることが望まれます。

【一人一人の教育的ニーズに対応した教育】

障がいのある人もない人も同じように生活し、活動できる社会にするために、地域社会で支え合う努力やバリアフリー化が、教育、福祉、労働などの各分野で進められています。上記に挙げた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の中で、「基礎的環境整備」と「合理的配慮」という概念でこれからの特別支援教育の取組についての指針を示しています。「合理的配慮」とは、障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。そしてその基礎となる環境整備を「基礎的環境整備」として国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行うとしています。これらを基に、設置者及び学校が、各学校において障がいのある子供に対し、その状況に応じ「合理的配慮」の提供をすることになります。障がいのある子供の視点に立って一人一人のニーズを把握し、必要な支援を行う考えに基づいて対応を図ることが必要です。



県内の障がいのある子供の教育はどのように行われていますか。

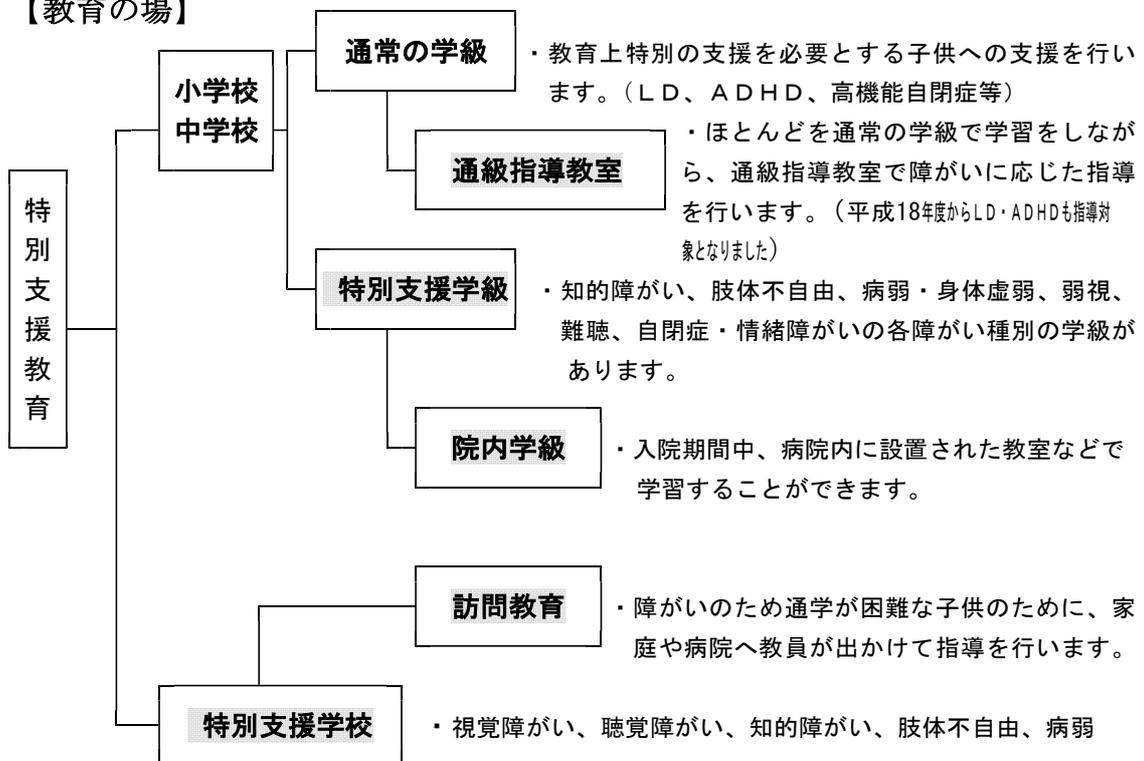
* 巻末資料2 参照

【障がいに配慮した教育】

一人一人の教育的ニーズに応じて、特別支援学校、小・中・義務教育学校の特別支援学級や通級指導教室など、様々な場で教育が行われています。

また、通常の学級に在籍する学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、教育上特別の支援を必要とする子供たちに対する指導の充実を図るため、指導方法や指導体制等を確立するための取組を進めているところです。

【教育の場】





障がいのある子供の就学はどのようになっていますか。

【障がいの種類、程度等に応じた就学】

障がいのある子供の教育にあたっては、その障がいに応じて、子供の可能性を最大限に発揮でき、自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人に適した教育の場が必要です。

就学する学校の決定にあたっては、最もふさわしい教育が受けられるように、早期からの相談を行いながら、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当です。

【就学先決定の在り方について】

平成25年の学校教育法施行令の一部改正により、障がいの状態（第22条の3への該当の有無）に加え、上記のように教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められました（**第5条及び第11条関係**）。これにより、学校教育法施行令22条の3は、特別支援学校就学の対象となる障がいの程度を示すものとして、総合的判断を行う際の判断材料の一つとして引き続き機能していることに留意することが必要です。

また、市町村の教育委員会は、児童生徒のうち視覚障がい者等について、小学校、中学校又は義務教育学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障がいのある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとするとして、保護者及び専門家からの意見聴取の機会が拡大されました（**第18条の2関係**）。

また、上記の改正に伴う、障がいのある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項については、平成25年10月4日付け25文科初特第756号通知によって示されています。さらに、就学手続きの大幅な見直しの趣旨及び内容について十分に理解し、円滑に障がいのある児童生徒等への教育支援がなされるよう、「教育支援資料」がまとめられました。

就学先ごとの対象となる障がいの程度基準

(1) 視覚障がい

特別支援学校 (視覚障がい)	両眼の視力がおおむね0.3未満又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
特別支援学級 (弱視)	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等（教科書に通常使用される大きさの文字）の視覚による認識が困難な（時間がかかる）程度のもの
通級による指導 (弱視)	上記の障がいのある者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
通常の学級で留意して指導	

※ 専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障がい者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく観察すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

(2) 聴覚障がい

特別支援学校 (聴覚障がい)	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上であり、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
-------------------	---

特別支援学級 (難聴)	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
----------------	----------------------------------

通級による指導 (難聴)	上記の障がいのある者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
-----------------	--

通常の学級で留意して指導

※ 専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

(3) 知的障がい

特別支援学校 (知的障がい)	①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ②知的発達の遅滞の程度が①の程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
-------------------	---

特別支援学級 (知的障がい)	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
-------------------	---

※ 知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

(4) 肢体不自由

特別支援学校 (肢体不自由)	①肢体不自由の状態が補装具による歩行や、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ②肢体不自由の状態が①の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
-------------------	---

特別支援学級 (肢体不自由)	補装具による歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
-------------------	--

通級による指導 (肢体不自由)	上記の障がいのある者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
--------------------	--

通常の学級で留意して指導

※ 専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障がいの状態を判断すること。その際、障がいの状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

(5) 病弱・身体虚弱

特別支援学校 (病弱)	①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ②身体虚弱の状態が継続して生活規制が必要な程度のもの
----------------	---

特別支援学級 (病弱・身体虚弱)	・慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ・身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
---------------------	--

通級による指導 (病弱・身体虚弱)	上記の障がいのある者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
----------------------	--

通常の学級で留意して指導 通常の学級で留意して指導

※ 医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

(6) 言語障がい

通級による指導 (言語障がい)	上記の障がいのある者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
--------------------	--

通常の学級で留意して指導

※ その障がいの状態によっては医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(7) 自閉症

特別支援学校	学校教育法施行令第22条の3に該当する障がいを併せ有する場合
--------	--------------------------------

特別支援学級 (自閉症・ 情緒障がい)	・自閉症又はそれに類するもの(アスペルガー症候群等)で、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ※その際、学校教育法施行令第22条の3に達しない程度の知的障がいを併せ有する場合は、障がいの状況に応じて特別支援学級(知的障がい)における教育を受けることについて検討することが必要
---------------------------	---

通級による指導 (自閉症)	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
------------------	--

通常の学級で留意して指導

(8) 情緒障がい

特別支援学校	学校教育法施行令第22条の3に該当する障がいを併せ有する場合
--------	--------------------------------

特別支援学級 (自閉症・ 情緒障がい)	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの
---------------------------	--

通級による指導 (情緒障がい)	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
--------------------	--

通常の学級で留意して指導

※ その障がいの状態によっては医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(9) 学習障がい・注意欠陥多動性障がい

通級による指導 (L D)	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す者で、一部特別な指導を必要とする程度のもの
(A D H D)	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

通常の学級で留意して指導

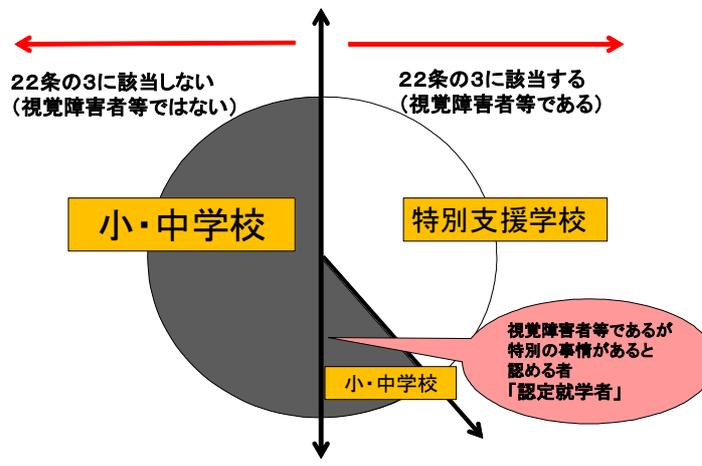
認定特別支援学校就学者に係る規定

【認定特別支援学校就学者とは】

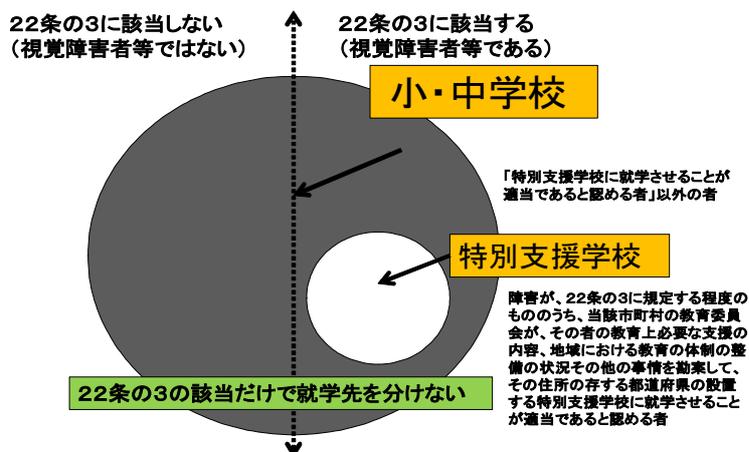
今回の法令改正において、就学先を決定する仕組みの改正が行われました。視覚障害者等について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小・中学校へ就学することを可能としていた従来の規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなりました。

また、視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を「認定特別支援学校就学者」としました。

従来の就学先決定の考え方



新しい就学先決定の考え方



平成31(2019)年度 就学支援に係る計画

島根県教育委員会

月	県教育支援委員会	島根県教育委員会	市町村教育委員会	特別支援学校	教科書事務	
4	○委員の委嘱 (H31は継続)		○教育支援委員会委員委嘱	教育相談		
5				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 〇県・市町村 教育支援委員 会委員 </div>	・教科書採択 ・教科用図書無償 給与事務説明会 (2会場) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> H32年度 教科用図書 需要数報告 8月下旬 </div>	
6			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ・就学相談 ・専門調査 (年間を通して) </div>			
7			〇教育支援委員会 〇認定特別支援学校 就学者該当通知 (12月31日まで)			
8	◎教育支援委員会	・就学先の合意形成が困難な場合の事例提出通知 〔指導助言依頼〕				・事例については 随時相談
9	○専門調査の実施					教育支援
10	◎教育支援委員会	・通知				・特別支援学級 新設報告 (12月31日まで)
11		特別支援学級の新設報告				
12	指導助言依頼通知					教育支援
1	○専門調査の実施	〔指導助言依頼通知〕				◎認定特別支援学校 就学者該当通知 (12月31日まで)
						障がい種の変更に伴う 指定学校の変更
						就学該当者の通知
						新設・新入級・転学のみ 需要数変更届(2月中旬締め切り)
1						
2	◎教育支援委員会	◎学校指定通知 (1.31まで)	○通知			
3						

Q4 & A

市町村教育委員会は就学支援に当たってどのような責任があるのでしょうか。

【市町村教育委員会の判断と責任の重要性】

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、就学事務は国の機関委任事務から市町村教育委員会が行う自治事務に変更されました。

そのため、市町村教育委員会は、子供の教育について、地域の実情を踏まえ、自己決定・自己責任の原則の下、各種事務を行うことが求められています。従って、就学段階においては、市町村教育委員会が中心となって、一人一人の子供の教育的ニーズを踏まえた、適切な対応が図られなければなりません。

就学関係事務の権限と責任は市町村教育委員会にあると言えます。

【就学支援を進めるに当たって】

市町村教育委員会は住所の在する子供の就学先について、本人・保護者と合意形成を図る責任を負うこととなります。

そのため、早期から教育相談の機会を設定し、障がいの状況の把握や保護者の意向を十分に把握しながら、保護者との信頼関係を築いたうえで、適切な情報提供に努めることが大切です。

また、教育支援委員会の事務局として、保護者との信頼関係を基に、十分な説明を行い、保護者の同意を得ながら、丁寧に就学支援を進めていくことが大切です。

特別支援学校へ就学した子供については、就学後、必要に応じて学齢簿の加除訂正や就学先の変更に伴う事務手続き、また就学先の学校との連絡や教育支援委員会との連携など、就学後のフォローアップが図れるよう努めることが大切です。

ちょっと注意！

【学齢簿の編製について】

学齢簿を編製するのは、当該児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会です。

「編製」とは、作成、加除訂正、保管等学齢簿に関する一切の事務を言います。

児童生徒が特別支援学校に就学する場合や、区域外就学をしたり、国立や私立の学校に入学したりする場合であっても、学齢簿はあくまでも当該児童生徒の住所地の市町村教育委員会にあります。

義務教育の実施について第一次的に責任を負うのは、その住所地の市町村であるからです。

●用語アラカルト●

【就学事務とは】

就学事務というと、いわゆる机上の事務をイメージしてしまいがちですが、実際には、学齢児童生徒の就学に関し、教育委員会が処理すべき一定の事務を言います。

学齢児童生徒の保護者に課せられている就学義務を確実に履行させるため、市町村教育委員会には、学校の設置義務が課せられるとともに、法令により定められた一定の就学に関する事務手続きを行うこととされていて、これを就学事務と言っています。就学事務の内容として、学齢簿の編製、就学時の健康診断、教育支援委員会に関すること、障がいの種類・程度の判断、就学の手続、転学の手続、就学の督促、就学義務の猶予・免除の許可などがあります。

なお、特別支援学校への就学者については、県教育委員会が一定の事務を分担しています。

また、校長も出席状況の把握、全課程修了者の通知などの事務を行うこととされています。

乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援体制の整備を

障がいのある子供が地域社会の一員として様々な人々と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくためには、教育や医療、福祉、保健、労働等が一体となり社会全体として、生涯にわたって支援していく体制を整備することが重要です。

このため、市町村教育委員会は、住民に最も身近な地方公共団体の一つとして、医療、福祉、保健、労働等の関係部局と連携しながら、障がいのある子供やその保護者に対して相談や支援を行う体制を整備する必要があります。

具体的には、教育委員会や学校、医療機関、児童相談所、保健所等の関係者で構成する特別の支援チーム（相談支援チーム）を作り、乳幼児期から学校卒業後まで各段階において教育や発達などに関する相談体制を整備します。そして、一貫した支援になるよう関係者が連携して個別の教育支援計画を作成し、保護者や子供との相互関係や相互信頼を培いながら支援を行い、その成果を評価してフィードバックしていくことが大切です。

Q5 & A1

県教育委員会は就学にあたりどのような役割があるのでしょうか。

【県教育委員会の役割】

市町村教育委員会が第一義的な責任を負っており、県教育委員会は補完的な役割を果たしています。したがって、市町村における障がいのある子供の就学相談や教育相談の支援を行うとともに、就学事務に対する指導・助言や市町村から通知された特別支援学校の就学該当者に対して就学通知を行います。

〈 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 〉

第48条 「都道府県委員会は市町村に対し、市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。」

第2項の五 「生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。」

また、学校教育法第80条により、特別支援学校の設置義務は、都道府県が負うものとされています。

これは、対象となる子供の数から、広域公共団体である県に設置義務を負わせているものですが、市町村や国が特別支援学校を設置することを禁止するものではないので、他県では県立以外の特別支援学校も存在します。

【県の教育支援委員会】

県教育委員会では、島根県教育委員会規則によって「島根県教育支援委員会」を設置しています。

教育支援委員会は、以下の内容を行います。

- ① 早期からの教育相談・支援に関する指導助言
- ② 就学先について、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の指導助言
- ③ 就学後の適切な教育及び必要な教育的支援に関する指導助言
- ④ 特別支援教育に関する啓発
- ⑤ その他必要な事項

Q6 & A

市町村の教育支援委員会はどのような役割がありますか。

【教育支援委員会の位置づけ】

障がいのある子供が、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加していくためには、教育的ニーズを把握し、それに基づいてどのような教育内容が必要であるか、また、そのためにはどのような教育の場が適切であるかについて、子供の障がいの状態や地域の実情を加味しながら、慎重に判断を行う必要があります。

そのため、市町村教育委員会では障がいの種類や程度等の判断について、専門的立場から調査・審議するための機関である「教育支援委員会」を設置しています。

平成25年度の学校教育法施行令の一部改正により、これまで以上に一人一人の子供の障がいの状況を、専門的見地から正確に評価することが重要となり、法令において専門的知識を有する者の意見聴取が義務づけられました。加えて、保護者からの意見聴取がより明確に示されました。

旧令では、視覚障がい者等が小学校1年生として入学する際に保護者・専門家からの意見聴取を行うこととし、入学以降は、校長等を経由した随時の対応に委ねていました。改正令では、中学校又は特別支援学校中学部へ新たに就学する場合や、学年途中の転学等の場合にも意見聴取を行うこととするようになりました。

学校教育法施行令

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く。）（※1）において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）（※2）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

（※1）：新就学又は転学等により小学校、中学校又は義務教育学校へ就学させるべき者についての入学期日等の通知、学校の指定をする場合

（※2）：新就学又は転学等により特別支援学校への就学の通知をする場合

【教育支援委員会の構成】

障がいのある子供について、その障がいの種類や程度等の的確な判断を行うために、教育学、医学、心理学等の専門家により構成します。

【教育支援委員会の役割】

教育支援委員会において、障がいの種類や程度等の判断について、教育学的、医学的及び心理学的な観点から、総合的に行います。教育支援委員会はそのための調査・審議機関であると言えます。

ちょっと注意！

インフォームドコンセントとアカウンタビリティ

教育委員会は、教育支援委員会に諮問する場合、保護者の同意を得ること、また結果についての説明責任を果たすことが重要です。調査・審議のプロセスの透明性を図ることが、保護者との信頼関係をより築くことにつながります。

また、市町村の教育支援委員会が、特別支援学級、通級による指導等の教育的支援の内容等について、校長に助言をしたり、小・中・義務教育学校や特別支援学校に就学した児童生徒に対する就学支援のフォローアップを行う等により、その機能の充実を図ることも大切です。

【教育支援委員会の調査・審議に当たって】

※詳しくは文部科学省編「教育支援資料」の第2編 教育相談・就学先決定のモデルプロセスを参考にしてください。

○ 情報収集

市町村教育委員会は保護者の協力を得ながら情報収集を行います。

- ①医学的な診断結果に基づく資料
- ②心理学的な諸検査の結果
- ③発達の状態
- ④生活や行動の特性を示す情報

ワンポイントアドバイス1

教育支援委員会の中に、専門調査員を置き、事前に保護者との面談、発達検査や行動観察等を行うことで、的確な情報収集に努めることができます。このことが適正な判断につながります。

○ 審議に当たって

〈教育的観点〉

- ・どのような教育課程が適しているか。
- ・自立活動の指導の必要性はどうか。
- ・学校生活上の課題にどのように対応するか。

〈医学的観点〉

- ・障がいの状態はどうか。
- ・学校生活上の課題は何か、どのように対応できるか。

〈心理学的観点〉

- ・検査結果からどのようなことがわかるか。
- ・本人や保護者の障がいの理解はどうか。

〈本人・保護者の希望〉

- ・希望する教育の内容や就学したい学校はあるか。
- ・通学手段はどうか。

〈設置者の受け入れ体制〉

- ・学校の状況はどうか。

ワンポイントアドバイス2

検査は、今後の支援を考えるための資料です。

目的を保護者に説明し、同意を得て行うこと。また、結果についてもわかりやすく説明することが大切です。

ワンポイントアドバイス3

プライバシーの保護を

審議は個人情報扱いますので、信頼できる機関として機能するためにもプライバシーの保護に委員一人一人が十分に配慮することが重要です。

【就学支援に当たって】

教育支援委員会では、情報収集をもとに、障がいの種類や程度等を法令に従い判断し、また総合的な観点から、子供にとっての「最善の利益」を考え、教育の内容や教育の場について判断をします。

教育委員会は、その意見を聴いて、保護者、本人に対する就学支援を行っていきます。

なお、市町村教育委員会や教育支援委員会は、保護者等の求めに応じて、専門家や保護者の意見を聴く機会を設けるなどして、就学すべき学校の決定に当たって保護者と合意できるよう努力することが重要です。

Q7

事務局として市町村の教育支援委員会をどのように進めればよいのでしょうか。

A&

【教育支援委員会の設置】

各市町村教育委員会では、条令や規則等に基づき教育支援委員会が設置されています。それらの条令や規則等により、構成メンバーの選定、依頼を行う必要があります。

【組織と構成メンバー】

構成メンバーは、教育学、医学、心理学、その他障がいのある子供の教育に関する専門的知識を有する者から構成します。

特に、就学支援を適切に行うためには、委員の専門的な知識と経験が求められます。

また、構成メンバーによっては、特別支援学校の教員や子供が通っている学校等の教職員をオブザーバーとして参加してもらうなど、適切な調査・審議が行えるよう工夫をすることが大切です。

【教育支援委員会の委員の資質の向上】

市町村教育委員会は、就学支援担当者の専門性の向上のために、各種の研修の機会を設けることが大切です。

また、教育支援委員会だけではなく、保健所、幼稚園、保育所、福祉施設、医療機関等の関係者を対象とした研修会を開催することも、就学に対する理解啓発を図る上で、重要です。

【就学支援を適切に行う上での留意事項】

ここがポイント

市町村教育委員会においては、本人や保護者の理解を得ながら就学支援を円滑に行うという視点がとても大切になってきます。

具体的には、以下のような内容が考えられます。

- ①希望がある場合は、教育支援委員会において、障がいのある子供についてその保護者の意見を聴くこと。
- ②子供の障がいの状態や適切な教育内容等についての調査・審議の内容をわかりやすく、適切な形で本人や保護者に提供すること。
- ③就学支援に当たり、本人や保護者の求めに応じて専門家の意見を聞く機会を提供すること。
- ④県教育委員会への「認定特別支援学校就学者該当通知」の送付の前に、就学先の判断について、本人や保護者に知らせること。

※ 保護者への就学支援、話し合いを十分に行い、機械的、事務的に進めないよう留意することが大切です。



就学支援はどのように進めればよいのでしょうか。

【就学支援と就学相談】

就学支援とは、障がいのある子供が障がいに基づく学習上又は生活上の困難を改善・克服し、よりよく生きていくために必要な教育が行えるよう、障がいについての適切な診断や就学に当たっての必要な情報を収集したり、保護者へ適切な情報の提供や相談を行ったりすることです。

用語アラカルト

〈就学支援と就学相談、教育相談はどう違うの？〉

就学支援：法令に基づいて、障がいの種類や程度に応じた就学先の決定をすすめるための一連の過程

就学相談：就学支援の一部として行われる相談過程

教育相談：乳幼児期から学校卒業後までの期間における、教育的な内容についての相談過程

【早期からの相談支援】

早期からの相談支援は、保護者にとっての障がいの受容や良好な親子関係の形成、乳幼児期の発達促進、障がいの状態の改善、特別支援教育に関する保護者の理解促進等の面で有効です。

保護者の悩みや不安に応えるためには、教育、医療、福祉等の専門家や専門機関による適切な相談体制を整える必要があります。そのため、市町村に設置する相談支援チームは重要な役割を担います。

また、そこでの教育相談の成果を、就学相談や就学支援に生かすことが大切です。

【これからの相談支援の在り方】

特別支援教育は、障がいのある子供の視点に立って、その特別な教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うという考え方に立っています。

したがって相談支援も、障がいのある子供の視点やその代弁者である保護者の視点に立って、保護者を支援するという姿勢で行うことが大切です。

特に、保護者が課題を多角的・総合的に理解し、自ら判断し、解決できるようにするために、就学に関する多様な情報を正確な方法で提供したり、アドバイスをしたりすることが重要です。

ここがポイント

〈援助者としての姿勢〉

保護者は我が子に障がいがあるとわかってから、やがて障がいを受容するまでには様々な葛藤があり、相談者が果たす援助者としての役割は非常に重要です。

困難がある場合にも、温かい人間関係の中で、信頼関係を築きながら相談に当たることが解決への第一歩です。

○相談場面に当たって必要な配慮

保護者との面接は、子供の障がいの状態や生育歴、希望する教育の内容等について保護者から必要な情報を得る機会です。

また、子供の発達や状態に適した学習内容について、保護者へ情報を提供する機会でもあります。

さらに、保護者と相談者が、面接という機会を通して、適切な就学の場について互いの意見や情報を交換し、共通理解を深める場でもあります。特に、初回相談の印象が今後相談支援を受けていくための鍵となります。

ワンポイントアドバイス

〈面接を行う場合の具体的配慮〉

- ・保護者が心を開いて話せる雰囲気をつくるためには、面接する場の環境に配慮し、静かでくつろげるようにします。
- ・限られた時間内での大切な出会いの機会であることを忘れないで、しっかりと保護者の気持ちを聴いたうえで、必要な情報を得ましょう。
けっして、単なる質問や調査に終わらないようにしましょう。
- ・保護者に不安感を与えたり、誤解を生じさせたりしないよう、不適切な発言や人権に十分配慮する必要があります。
- ・相談者は、個人情報の保護のために相談内容を守秘する義務があります。



【総合的な情報の提供】

教育相談において保護者が必要としているのは、子供が成長し、温かく育まれる教育の場についての正確な情報です。

そのために、相談者は、保護者に対し、その子供にとっての教育的ニーズを、具体的にわかりやすいことばで示し、特別な教育的対応の必要性に納得できる情報を提供していくことが必要です。また、子供のよさを具体的に示し、今後の教育目標や課題を明らかにしていくことも大切です。

さらには、就学先と考えられる学校の見学や体験入学を一緒に行うことは、情報の提供や共有ができるばかりでなく、保護者と教育委員会等との信頼関係にもつながります。

学校見学に当たってのポイント

- ・保護者への第一印象が大事です。学校の明るい雰囲気や子供を大切にしている印象は、保護者の就学先の決定に大きく影響を与えます。
- ・単なる施設見学に終わらないように、見学場面における学習内容のねらいや次にどのような学習に発展していくのかなどについて、具体的に説明をしていくことが大切です。
- ・子供が就学した場合には、どのような指導を受けることができるのか、子供の成長・発達の見通しはどうかについても具体的に伝えていくことが大切です。

体験学習に当たってのポイント

- ・子供が、実際に授業に参加したり、学校の日課に従って学習活動を体験する機会です。子供が授業に参加している姿を保護者が見学することにより、子供の状況をより具体的に、客観的に知ることができます。
- ・学校が体験学習を実施するに当たっては、具体的な計画について、学校全体の共通理解を図り、組織的に行うことが大切です。特に、参加する子供にとって慣れない場での初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中かで、楽しく活動できるような配慮をすることが大切です。

Q9 & A1

医療的ケアを必要とする子供について、就学前にどのような準備をしておく必要がありますか。

ここがポイント

早期からの相談が特に重要です。

学校、保護者双方にとって、就学前の早期の教育相談や情報収集、見学等を積極的におこなうことが大変重要です。

就学先の学校の安全な医療的ケアの実施準備には時間を要します。就学先決定後から入学までの短い期間では、時間が足りないことも想定されます。早くから学校が情報を把握していることで、学校看護師の配置人数、医療的ケア実施体制、緊急体制等の確認等の具体的な検討が進みます。学校が早期から情報を把握するには、学校と市町村の保健・福祉・教育関係部局や医療等との連携をすすめることが必要です。

また、学校では、就学前児対象の学校体験や見学を実施しています。保護者も就学を意識し、早期からの学校見学や、継続的な教育相談を通して、学校の状況等を把握したり、児童生徒等の実態や希望を学校に伝えたりすることが重要です。

学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）＜平成 31 年 3 月 20 日付け 30 文科初第 1769 号＞より抜粋

1. 医療的ケア児の「教育の場」

(1) 医療的ケア児の教育に当たっては、児童生徒等の安全の確保が保障されることが前提であること。

(2) 医療的ケア児の実態は多様であり、いわゆる重症心身障害児に該当する者のみならず、歩いたり活発に動き回ったりすることが可能な児童生徒等も在籍する。医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うこと。

(3) 就学先決定の仕組みについては、平成 25 年に行われた学校教育法施行令の改正により、個々の児童生徒について障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改められた。その際、障害者基本法第 16 条にあるように、年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするとともに、本人・保護者に対し十分な情報提供を行い、可能な限りその意向を尊重することが求められていることに留意すること。

(4) 医療的ケア児の「教育の場」の決定についても、学校設置者である教育委員会が主体となり、早期からの教育相談、教育支援による相談機能を高め、合意形成のプロセスを丁寧に行うことが求められていること。

Q10 & A

特別支援学校へ就学する児童がいます。 どのような手続を行えばよいでしょうか。

新就学の場合と、10月1日以降住所地の変更により新たに学
齢簿に記載された場合がありますが、手続きは同じです。

【新就学の場合】

1 学齢簿の作成

市町村教育委員会は、10月31日までに、10月1日現在で当該市町村に住所を有する者で、当該年度中に満6歳に達する者について、住民基本台帳に基づいて学齢簿を作成しなければなりません（学校教育法施行令第2条、学校教育法施行規則第31条）。

2 就学時健康診断

市町村教育委員会は、学齢簿が作成された後、11月30日までに、学齢簿に記載された者、全てに健康診断を実施しなければなりません。

※学校保健安全法施行令第1条には「就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、3ヶ月前までの間に行うものとする。」と規定されています。しかし、その場合、「障害ある児童生徒の就学に支障をきたすことのないよう万全を期すること」「**障害のある児童の就学に当たっては、早期相談の充実に努めるなど適切な就学支援を実施すること**」となっています。

ワンポイントアドバイス

〈学校保健安全法施行規則の一部改正等について〉

第二章 健康診断

第一節 就学時の健康診断

平成14年3月29日付け13文科ス第489号通知については、平成15年度の健康診断から適用されています。

○ 就学時の健康診断の方法及び技術的基準

知能については、これまで、標準化された知能検査法によって知的障害の発見に努めることとしていたが、標準化された知能検査法以外の方法によることも可能であることから、検査法を限定せずに、適切な方法であればよいこととしたこと。

なお、適切な方法としては、医師等の専門家による面接や行動観察が考えられること。

※ 知能の検査については、検査法を限定せずに、適切な検査であればよいこととなりました。障がいのある子供の場合、それまでに必要な検査等が実施されている場合が多いので、それらの結果に替えることが可能です。

ただし、各市町村で実施する検査については、子供や保護者の気持ちを考慮したうえで、実施について判断することが必要です。実施した結果、知的障がい疑われる場合は、手引きにしたがって保護者から家庭での様子等を聴くとともに、必要があれば相談の機会を設けるようにします。

3 認定特別支援学校就学者該当の通知

市町村教育委員会は、保護者と十分な相談を行うとともに、保護者の意見や市町村教育委員会が設置した教育支援委員会の意見を聴取し、就学先を判断します。そして、保護者の納得を得たうえで、**12月31日まで**に県教育委員会に以下の通知をします。

- 「認定特別支援学校就学者該当通知書」（様式第9号）
（学校教育法施行令第11条1項）
- 学齢簿の謄本（学校教育法施行令第11条2項）
- 障がいの状況を含め子供の実態が分かる資料
個人調査票、医師の診断書又は意見書（※必須）、保護者の同意書の写し（※必須）等

ワンポイントアドバイス

○ 学齢簿について

- ・ 謄本なので、**証明（教育長名・印）**を忘れないで！！
- ・ 就学先の学校が校区の小・中・義務教育学校になっていることがあります。特別支援学校の指定は、県教育委員会が行いますので、**就学先は空欄のまま**送付してください。

○ 個人調査票（状況票）について

- ・ 県教育委員会では、発達の状態や障がいの状況を把握するために、個人調査票を作成し、県の教育支援委員会の資料として使用しています。
このなかの状況票については、子供の様子をよく知っている担任等が記入してください。不明な項目は保護者からの聞き取りを参考にして記入し、直接保護者に記入を求めることのないよう配慮が必要です。
保護者の気持ちを考えて、慎重な対応をお願いします。

○ 該当通知書の記載について

- ・ 住所、氏名、生年月日等、**学齢簿に記載されているとおりに**転記してください。番地や部屋番号なども忘れずに記入してください。

○ 学齢簿の加除訂正の通知について

- ・ 市町村の教育委員会は、新たに学齢簿に記載すべき事項を生じたとき等は、学齢簿の加除訂正を行います（学校教育法施行令第3条）。その際は、速やかに、県教育委員会にその旨通知してください（学校教育法施行令第13条）。

市町村教育委員会から「認定特別支援学校就学者該当通知書」の通知を受けて、県教育委員会は、1月31日までに、学校名と就学期日を記した保護者あての文書を、市町村教育委員会へ送付します。市町村教育委員会は、再度確認をした上で保護者に送付してください。

また、県教育委員会は、就学先の校長並びに該当市町村教育委員会へ、児童の氏名及び入学期日を通知します。

【住所地の変更等により新たに学齢簿に記載された場合】

転居等で新たに学齢簿に記載された者の就学手続は、【新就学の場合】と同様です。ただし、それぞれの通知は「速やかに」行うことになっています。

Q11 & A

小・中・義務教育学校に在籍する子供で、 特別支援学校へ転学の希望が出ました。 どのような手続を行えばよいのでしょうか。

① 小・中・義務教育学校に在籍する子供で視覚障がい者等になったものがある場合は、小・中・義務教育学校の校長は速やかに、住所の存する市町村教育委員会に対しその旨を通知します（学校教育法施行令第12条1項）。

※この場合、校内の教育支援委員会等において、本人の障がいの状況や必要な情報収集を行い、また本人、保護者の意見を聞いたうえで慎重に結論を導く必要があります。

- 「特別支援学校就学該当者通知書」・・・学校長印
(参考：市(町村)立小・中学校等管理規則の例 様式第16号)
- 障がいの状況がわかる資料
 - ・個人調査票（病気療養の場合は不要）
 - ・必要に応じて医師の診断書や意見書等

② ①の通知を受けた市町村教育委員会は、教育支援委員会や保護者の意見を聴取したうえで、認定特別支援学校就学者該当の認定をした者については、県教育委員会に、速やかにその氏名を通知するとともに、学齢簿の謄本を送付します。

※該当する法令：新年度から就学の場合は「学校教育法施行令第11条」、年度途中に通常の学級からの場合は「第12条第2項」、年度途中に特別支援学級からの場合は「第12条の2第2項」が該当

- 「認定特別支援学校就学者該当通知書」
(学校教育法施行細則第17条 様式第9号)
- 学齢簿の謄本
- 障がいの状況を含め当該児童（生徒）の実態が分かる資料
 - ・個人調査票（病気療養の場合は不要）
 - ・医師の診断書又は意見書

※ 入院に伴う転学の場合は、急なことが多いため、教育支援委員会へは報告という形で進められる場合があります。

③ ②の通知を受けた県教育委員会は、保護者に対し、速やかに就学させる学校を指定して、その入学期日を通知します（施行令第14条）。

併せて、就学させるべき学校の校長及び②の通知をした市町村教育委員会に対し、氏名及び入学期日を通知します。

④ 県教育委員会より通知を受けた特別支援学校は、転入学の期日、学校の所在地、学校名を小・中・義務教育学校の校長に通知します。小・中・義務教育学校の校長は、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書を特別支援学校校長に送付します。

Q12 & A1

通常の学級に在籍する子供で、年度中途に特別支援学級への入級希望が出ました。どのような手続を行えばよいのでしょうか。

平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」において、「就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。」と示されました。

よって、学校、あるいは保護者から入級希望が出た場合、市町村教育委員会の教育支援委員会の意見を聴取して決定することとなります。

ただ、保護者が入級に対して反対の場合は、時間をかけて十分に説明するとともに、授業参観や体験入級を勧めるなど、誠意ある対応を継続的に行うことが重要です。

なお、新しく学級を設置する場合には、原則として年度中途ではできません。

*** 特別支援学級在籍の子供が特別支援学級が設置されていない学校に転学する場合には、市町村教育委員会、教育事務所を経由して県教育委員会に相談をしてください。**

① 担任を中心として保護者との話し合いを管理職も含めて、十分に行うことが大切です。その結果、特別支援学級への入級希望があれば、校内の教育支援委員会等で審議します。この場合、障がいや発達の状況、学校生活上の困難等について、資料をもとに慎重に審議します。特に、今後の教育目標や教育内容について把握するためにも、障がいの状況がわかる検査等の資料を準備することが大切です。必要に応じて、個別の教育支援計画等を見直します。

② 校内の教育支援委員会等の判断をもとに、保護者の了解の上、校長は市町村教育委員会へ連絡をします。

市町村教育委員会は、教育支援委員会に諮問し、その結果を学校や保護者に伝えます。

ワンポイントアドバイス

転学の場合、時間的な余裕がない場合が多く、教育の空白を作らないためにも該当市町村教育委員会、県教育委員会、学校が受け入れについて先に協議を行い、受け入れをした後、文書のやりとりとなる場合があります。その場合の書類の日付は転学前に遡りますので、ご注意を！

Q 13 A &

他県の病院へ入院し、病院内にある特別支援学校へ転学することになりました。どのような手続を行えばよいのでしょうか。

ここがポイント

まず、住所の異動があるかどうかによって手続が違ってきます。住所を移さないで、転学することを「区域外就学」といいます。

【区域外就学の流れ】

- ①転学を希望する保護者は在籍の学校へ申し出をすると同時に、転学先の学校や入院先と連絡を取り、転学に必要な手続等について説明を受けます。

※転学希望先の都道府県教育委員会によって、必要な書類や手続の方法が違います。

<市町村立の小・中・義務教育学校に在籍している場合>

- ②保護者からの申し出があった場合、校内での教育支援委員会等での話し合いを行うとともに、その希望先学校名も含めて速やかに市町村教育委員会へ連絡をします。市町村教育委員会は県教育委員会へ連絡し、県教育委員会が転学予定先の都道府県教育委員会との連絡調整を開始します。

- ③学校は、保護者からの「区域外就学願」と必要な書類（診断書等）を市町村教育委員会へ送付します。市町村教育委員会は、県教育委員会へ送付します。送付を受けた県教育委員会は該当の都道府県教育委員会に送付し、区域外就学を依頼します。

- ④その後、当該教育委員会から「区域外就学を承諾する書面」が保護者あて送付されます。

※都道府県によっては、当該教育委員会から直接保護者あて送付される場合と、島根県教育委員会に対し保護者あて送付の依頼がある場合とがあります。

- ⑤保護者は、区域外就学を承諾する書面を添えて、「区域外就学届」により、その旨を住所の存する市町村教育委員会に届け出ます。

- ⑥学校間においては、受け入れの期日が決まってから、転学に伴う必要書類の送付を行います。

<特別支援学校の場合>

- ②保護者からの申し出があった場合、校内での教育支援委員会等での話し合いを行うとともに、就学を希望する学校名も含めて速やかに県教育委員会へ連絡をします。県教育委員会が転学予定先の都道府県教育委員会との連絡調整を開始します。

- ③保護者は「区域外就学承諾願」と必要な書類（診断書等）を準備し、所属の学校に提出します。校長は、これらの書類を県教育委員会へ送付します。県教育委員会は該当の都道府県教育委員会に送付し、区域外就学を依頼をします。

④その後、当該教育委員会から「区域外就学を承諾する書面」が保護者あて送付されます。

※都道府県によって、当該教育委員会から直接保護者あて送付される場合と、島根県教育委員会に対し保護者あて送付の依頼がある場合とがあります。

⑤保護者は、区域外就学を承諾する書面を添えて、「区域外就学届」により、その旨を住所の存する市町村教育委員会に届け出ます。

⑥学校間においては、受け入れの期日が決まってから、転学に伴う必要書類の送付を行います。

【区域外就学承諾願いについて】・・・他の都道府県教育委員会に受け入れの依頼をするための手続です。

○保護者が準備する書類

①区域外就学承諾願（別紙参考例）

②診断書 又は 入院診療計画書等の障がいの状況を証明する書類

※転学先の学校に様式が準備されている場合があります。

○在籍の学校で準備する書類

③[小・中・義務教育学校に在籍の場合] 視覚障がい者等である旨の通知書

[市（町村）立小・中学校等管理規則の例 様式第16号 参照]

※小中学校から都道府県立特別支援学校へ転学する場合に必要です。

[小・中・義務教育学校に在籍の場合] 学校長は①②③を揃えて、住所のある市町村教育委員会まで送付します。

○住所のある市町村教育委員会が準備する書類

④認定特別支援学校就学者該当通知書（学校教育法施行令第12条第2項又は、第12条の2第2項）

※市町村教育委員会からは、小・中・義務教育学校に在籍の場合①②③④の書類を県教委あてに、特別支援学校在籍の場合は①②の書類を県教委あてに送付します。

【区域外就学届について】・・・・・・・・市町村教育委員会へ届け出るための手続です。

○保護者の準備する書類

⑤「区域外就学届」（様式第15号）

※「区域外就学を承諾する書面」を添えて、住所のある市町村教育委員会に届け出をします。

Q14 転居に伴い他県の特別支援学校へ転校する場合はどのような手続きを行えばよいのでしょうか。

A

ここがポイント

住所を異動して転学する場合は、異動先の市町村教育委員会が就学に関する事務処理をします。保護者は、該当する市町村教育委員会に障がいの状況や転学先の希望等について、早めに話をしておく必要があります。

【転学の流れ】

- ①保護者は、「**転学願い**」を校長に提出します。
※「転学願い」を受け取った校長は、その写しを添付し県教育委員会へ報告します。
- ②学校から保護者に「**教科用図書給与証明書**」「**在学証明書**」など必要な書類を交付します。
- ③保護者は、転出する前に住所のある市町村へ「**転出届**」を提出します。
- ④保護者は、新住所地へ転入後14日以内にその市町村に「**転入届**」を提出します。
- ⑤保護者は、転出先の市町村教育委員会と連絡を取ります。
(転出先の市町村教育委員会に事前に連絡しておくこと一連の手続きが円滑になります。保護者からの申し出を受けて、転出先の市町村教育委員会は、転出前の市町村教育委員会から情報を得て、教育支援委員会の準備をしたり転出先の都道府県教育委員会と連絡を取るなど、受け入れ体制を整えることとなります。その際、転出先の市町村教育委員会から在籍していた学校や保護者に、障がいの状況等に関する必要な書類の依頼がある場合もあります。)
- ⑥教育の空白を作らないために、転出先の市町村教育委員会は転出先の都道府県教育委員会と連絡を取ります。県教育委員会が学校を指定し期日を決定し、保護者に連絡します。

【学校の行う手続き】

- ①転出先の学校から、子供が入学した旨及び入学期日の連絡があったら、学校は、「**指導要録（写し）**」「**健康診断票**」「**歯の検査票**」等を、転出先の学校に送付します。
- ②その他、指導上必要な内容について連絡を取り合います。

Q15 & A

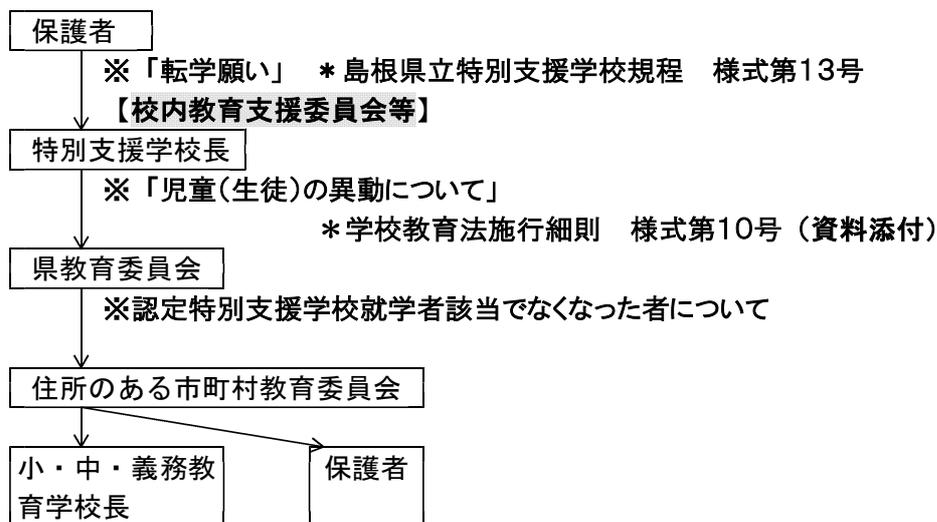
特別支援学校から市町村立の小・中・義務教育学校へ転学することになりました。 どのような手続が必要でしょうか。

障がい等の状況から、認定特別支援学校就学者該当でなくなった場合、校内の教育支援委員会等において、適切な教育的対応について慎重に審議し、県教育委員会に報告をします。

【転学の流れ】

- ①保護者からの申し出があった場合、まず校内において保護者との十分な相談の機会を持ちます。
- ②校内の教育支援委員会等を開きます。
※適切な教育的対応について、情報収集に基づき審議します。
※特別支援学校該当でなくなった状況、理由に基づき総合的に判断します。
- ③特別支援学校長は、速やかに県教育委員会に通知します。
(学校教育法施行令第6条の2)
(子供の異動について・・・子供の状況がわかる資料及び障がいの状況を証明するものを添付)
- ④県教育委員会は、子供の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知します。
(学校教育法施行令第6条の2)
- ⑤ ④の通知を受けた市町村教育委員会は、保護者に対し、速やかに就学させるべき小・中学校を指定し、その転入学期日を指定します。また、就学させる学校の校長に対してその氏名及び入学期日を通知します。
(学校教育法施行令第6条第2号)

※③～⑤は関連づけて処理する必要があるため、転学に係る情報が分かった時点で、速やかに県教育委員会へ連絡をします。それを受け、県教育委員会は情報提供の段階で該当の市町村教育委員会へ連絡をします。



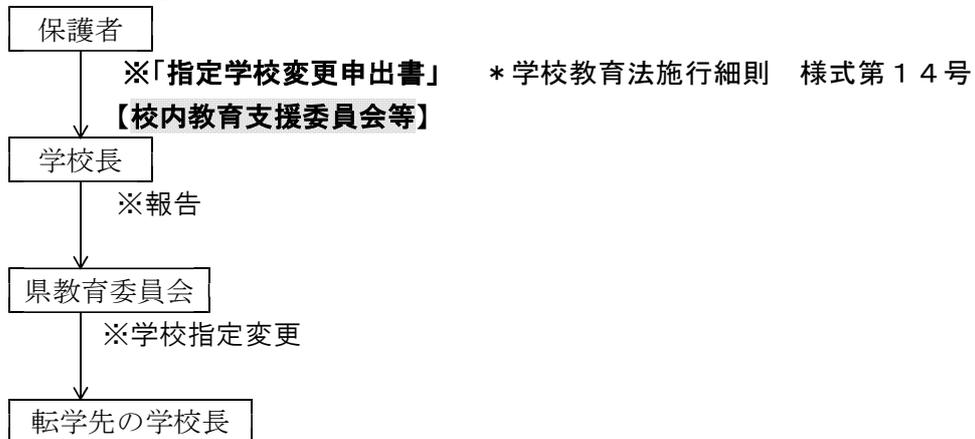
Q16 A&

県内の特別支援学校から、県内の他の特別支援学校へ転学する場合はどのような手続きが必要でしょうか。

【小・中学部に在籍している場合】

- ①保護者からの申し出があった場合、校長は校内において保護者との相談の機会を持ちます。また、転学希望先の学校と連絡を取り合い、学校見学等を行うなど慎重に検討を行います。なお、県教育委員会へ情報を入れておきます。
- ②校内の教育支援委員会等を開きます。
※適切な教育的対応について、情報収集に基づき審議します。
- ③適当と認める時は、特別支援学校の校長は、速やかに保護者からの「指定学校変更申出書」を県教育委員会に送付します。
- ④県教育委員会は相当と認める時は、指定した学校を変更し、保護者、受け入れ先学校長、在籍学校長、住所のある市町村教委に通知します。
(学校教育法施行令第16条)
- ⑤学校は保護者に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を交付します。
転入学の通知を受けた時点で、転出先の学校へ「指導要録(写し)」「健康診断票」「歯の検査票」を送付すると共に、転学処理簿に記載します。

【関係文書とその流れ】



【障がい種別の異なる特別支援学校へ転学の場合】

- ・基本的には上記の県内の特別支援学校への転学と同じです。
- ・ただし、この場合は診断書又は状況のわかる資料等とともに、県教育委員会は、保護者や県教育支援委員会の意見を聞き、相当の理由が認められる必要があります。

【高等部に在籍している場合】

- ①保護者からの申し出があった場合、在籍校の校長は保護者との相談の機会を持ちます。また、**学校長は転学希望先の学校と連絡を取り合い、慎重に検討を行います。**
なお、県教育委員会へ情報を入れておきます。
- ②本人、保護者は「**転学願**」（島根県立特別支援学校規程 様式第13号）を在籍校の学校長に提出し、その許可を得ます。
- ③校長は校内の教育支援委員会等を開き、意見を聴取します。
※適切な教育的対応について、情報収集に基づき審議します。
- ④校長が適当と認める時は、本人、保護者に対し転学の許可をします。また、校長は「**転学願**」の写しを県教育庁特別支援教育課あて送付します。
(在籍校の校長は、転学希望先の学校長と連絡を取り合い、転入学の許可が得られた場合、転学の事由を記した上で、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付する必要があります。)
- ⑤本人、保護者は連署した「**転入学願**」（島根県立特別支援学校規程 様式第14号）を転学希望先の学校長に提出します。
- ⑥転学希望先の学校長は、相当学年に収容可能な場合は、転入学の事由を調査し、選考の上で、転入学の許可をすることができます。転入学の許可をした場合、「**転入学願**」の写しを県教育庁特別支援教育課あて送付します。
- ⑦入学を許可された場合は、入学許可の日から5日以内に、本人及び保護者（保証人を置く場合は保証人）は**誓約書**（島根県立特別支援学校規程 様式第11号）を転学先の校長に提出します。

※障がいの状態の変化等により高校から、特別支援学校高等部へ転学する場合

基本的には、上記の特別支援学校間の転学の流れと同様ですが、**事前に特別支援学校高等部の該当者であるか否かの判断が必要**になってきます。十分な情報収集を行い、慎重に判断する必要があることから、学校間はもとより**県教育庁（教育指導課、特別支援教育課）と連絡を取りながら進める必要**があります。

特別支援学校長は、該当学年に収容可能な場合は、転入学の事由を調査し、選考の上で転入学の許可をすることができます。

また、準ずる教育課程をとっている特別支援学校への転入学にあたっては、修得した単位の読替を行うこととなります。

Q17 & A

特別支援学校へ就学した子供について、市町村教育委員会との連絡はどのように取ればよいですか。

就学後の子供の状況について、市町村の教育委員会と特別支援学校が連絡を取り合うことは、市町村の教育支援委員会での就学後のフォローアップ体制を整えるためにも重要です。

また、法令上、特別支援学校は以下の手続を行うよう義務付けられています。

学校教育法施行令第22条において、特別支援学校の学校長は、小学部・中学部の卒業生について、その氏名を該当の市町村教育委員会へ通知しなければなりません。

学校教育法施行令第22条

ひとくちコメント

Q. 特別支援学校小学部を卒業し中学部へ入学する子供について、学校指定を行う必要があるのでは？という質問をよく聞きますが、どうなのでしょうか。

A. 特別支援学校小学部を卒業し中学部へ入学する子供について、改めて市町村教育委員会が就学について通知をすることは法令上は必要ありません。

学校教育法施行令第11条の規定では、特別支援学校への就学についての通知は、学校教育法施行令第2条に規定する者のうち、認定特別支援学校就学者についてとなっています。すなわち、学齢簿を作成する年齢の者が対象となるわけです。

※

(全課程修了者の通知)

第二十二条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

【 資 料 】

資料 1 : 学校教育法施行細則と様式一覧	3 0
様式第 9 号 : 認定特別支援学校就学者該当通知書(市町村教委→県教委)	
様式第 1 0 号 : 児童(生徒)の異動について(県立学校長→県教委)	
様式第 1 1 号 : 小学校、中学校又は義務教育学校への就学が適当である と思料する旨の通知書(県立学校長→県教委)	
様式第 1 2 号 : 小学校、中学校又は義務教育学校への就学が適当である 者の判断について(市町村教委→県教委)	
様式第 1 3 号 : 学齢簿の加除訂正について (市町村教委→県教委)	
様式第 1 3 号の 2 : 区域外就学等の届出の通知書 (市町村教委→県教委)	
様式第 1 4 号 : 指定学校変更申出書 (保護者→県教委)	
様式第 1 5 号 : 区域外就学届(保護者→市町村教委)	
様式(例) : 区域外就学承諾願(保護者→市町村教委→都道府県教委)	
資料 2 : 障がい種別の教育	3 9
視覚障がい教育／聴覚障がい教育／知的障がい教育／肢体不自由教育／ 病弱・身体虚弱教育／情緒障がい教育／通級による指導	
資料 3 : 入院中の児童生徒の教育措置について	4 6
(保護者の方へ) 入院中の児童生徒の教育について (教育委員会・学校用) 入院中の児童生徒の教育措置について 1. 院内学級 2. 訪問教育	
資料 4 : 「通級による指導」に関する手続	5 2
他校通級実施手続 I, II, III (通級様式 1, 2, 3, 4, 5, 6-1, 6-2, 7, 8, 8-3) 平成 2 8 年度「通級による指導」(通級指導教室)について 「巡回指導」(通級指導教室)について・「巡回様式」	
資料 5 : 特別支援学校に巡回教育相談を依頼する手続	6 7
特別支援学校に巡回教育相談を依頼する手続き (様式 1-1, 1-2, 1-3, 2)	
資料 6 : 児童心理治療施設入所児童生徒の転学手続	7 2
個人状況票(別紙様式)	
資料 7 : 市(町村)立小・中学校等管理規則の例(様式第 1 6 号)	7 5
通 知 : □ 学校教育法施行規則の一部改正等について(通知)	7 6
□ 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、 学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)	
□ 学校教育法施行令の一部改正について(通知)	
□ 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について	

資料1:学校教育法施行規則と様式一覧

様式第9号(施行細則第17条関係)

	第 号			
	年 月 日			
島根県教育委員会 様				
	教育委員会名	印		
認定特別支援学校就学者該当通知書				
<p>下記のとおり認定特別支援学校就学者に該当する者がいますので、学校教育法施行令</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 第11条第1項、第11条の2、第11条の3 第12条第2項、第12条の2第2項 </td> <td style="padding: 5px;">の規定により</td> </tr> </table> <p>特別支援学校に就学させるべきであることを通知します。</p>			第11条第1項、第11条の2、第11条の3 第12条第2項、第12条の2第2項	の規定により
第11条第1項、第11条の2、第11条の3 第12条第2項、第12条の2第2項	の規定により			
記	<p>該当の法令を○で囲むこと。あるいは、該当しない法令を削除する。</p>			

児童(生徒)氏名		性 別	
生 年 月 日	年 月 日		
現 在 の 状 況	〇〇小(中) (義務教育学校) 第〇学年 (特別支援学級/〇〇障がい)		
障 害 種 別			
児童(生徒)住所	市(郡)	町	番地
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所	市(郡)	町	番地
備 考			

- (注) 1 学齢簿の謄本を添付すること。
 2 当該児童(生徒)の実態が分かる資料を添付すること。
 3 現在の状況欄には、在家庭の場合はその旨を、幼稚園、保育所等の場合はその名称を、学校に在籍の場合にはその名称、学年を記入すること。
 4 施設等への入所、あるいは訪問教育が必要と予想される場合には、その旨を備考欄へ記入すること。
 5 学校教育法施行令第9条第1項又は第17条の届出のあった者については、この通知を行う必要はないこと。

資料1:学校教育法施行規則と様式一覧

様式第10号(施行細則第18条関係)

第 号
年 月 日

島根県教育委員会 様

島根県立〇〇学校長

氏 名 印

児童(生徒)の異動について

下記の児童(生徒)は、学校教育法施行令第5条第1項に規定する視覚障害者等でなくなったので同令第6条の2第1項の規定により通知します。

記

児童(生徒)氏名		性別	
生 年 月 日	年	月	日
現 在 の 状 況	学部	第	学年
障 害 種 別			
児童(生徒)住所	市(郡)	町	番地
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所	市(郡)	町	番地
視覚障害者等でなくなった理由			
備 考			

(注) 当該児童(生徒)の障害の状況が分かる資料を添付すること。

資料1:学校教育法施行規則と様式一覧

様式第11号(施行細則第19条関係)

第 号
年 月 日

島根県教育委員会 様

島根県立〇〇学校長

氏 名 印

小学校、中学校又は義務教育学校への就学が適当であると思料する旨の通知書

下記の児童(生徒)は、小学校(中学校)(義務教育学校)に就学することが適当であると思料しますので学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により通知します。

記

児童(生徒)氏名		性別	
生 年 月 日	年	月	日
現 在 の 状 況	学部	第	学年
障 害 種 別			
児童(生徒)住所	市(郡)	町	番地
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所	市(郡)	町	番地
就学希望学校名 (期日)	就学希望日(年	月 日)
思 料 す る 理 由			

(注) 障害の状況を含め当該児童(生徒)の実態が分かる資料を添付すること。

資料1:学校教育法施行規則と様式一覧

様式第12号(施行細則第20条関係)

第 号
年 月 日

島根県教育委員会 様

教育委員会名



小学校、中学校又は義務教育学校への就学が適当である者の判断について

年 月 日付け島教特第 号で通知のありました下記の児童(生徒)について、小学校(中学校)(義務教育学校)に就学することが適当である(適当ではなく、特別支援学校に引き続き就学することが適当である)と判断しましたので通知します。

記

児童(生徒)氏名		性別	
生 年 月 日	年	月	日
現 在 の 状 況	学部	第	学年
障 害 種 別			
児童(生徒)住所	市(郡)	町	番地
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所	市(郡)	町	番地
判 断 の 理 由			

資料1:学校教育法施行規則と様式一覧

様式第13号(施行細則第21条関係)

第 号
年 月 日

島根県教育委員会 様

教育委員会名 印

学齢簿の加除訂正について

このことについて、学校教育法施行令第13条の規定により、下記のとおり通知します。

記

児童(生徒)氏名		性別	
学 校 名	島根県立 学校 学 部 第 学 年		
加除訂正事項			
加除訂正の内容	旧		
	新		
加除訂正事由			
加除訂正年月日			

(注) 加除訂正した学齢簿を添付すること

資料1:学校教育法施行規則と様式一覧

様式第13号の2 (施行細則第21条の2関係)

	第		号
	年	月	日
島根県教育委員会 様	教育委員会名 印		
区域外就学等の届出の通知書			
年 月 日付け 第 号で通知しました下記の児童 (生徒)は、区域外の学校に就学等させる届出がありましたので学校 教育法施行令第13条の2の規定により通知します。			
記			
児童(生徒)氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
児童(生徒)住所	市(郡) 町 番地		
区域外就学等先学校名	学校		
入 学 期 日	年 月 日		
区域外就学等の理由			

資料1:学校教育法施行規則と様式一覧

様式第14号(施行細則第22条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

保護者住所

氏 名 ㊟

指定学校変更申出書

下記のとおり指定学校の変更を申し出ます。

記

児童(生徒)氏名		性別	
生年月日	年 月 日		
児童(生徒)住所	市(郡) 町 番地		
現在の学校名・学部・学年	学校 学部 第 学年		
変更の学校名・学部・学年	学校 学部 第 学年		
希望入学期日	年 月 日		
変更の理由			

- (注) 1 理由は詳細に記入すること
 2 医師の診断書等理由を証する書類がある場合は添付すること

資料1:学校教育法施行規則と様式一覧

様式第15号(施行細則第23条関係)

年 月 日			
教育委員会 様			
保護者住所			
氏 名 ㊟			
区 域 外 就 学 届			
下記のとおり区域外の学校に就学等させたいので届け出ます。			
記			
児 童 (生 徒) 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
児 童 (生 徒) 住 所	市(郡) 町 番地		
現在籍校名(学部)及び学年	学校 学部 第 学年		
区域外就学等先学校名・学部・学年	学校 学部 第 学年		
入 学 期 日	年 月 日		
区 域 外 就 学 等 の 理 由			

(注) この届は、就学等させようとする学校を管轄する教育委員会等の承諾書を添付して、住所のある市町村教育委員会に提出すること。

資料1:学校教育法施行規則と様式一覧

(例)

年 月 日			
(都道府県)教育委員会 様			
保護者住所			
氏 名 ㊟			
区 域 外 就 学 承 諾 願			
下記のとおり区域外就学させたいので、ご承諾くださるようお願いします。			
記			
児 童 (生 徒) 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
児 童 (生 徒) 住 所	市 (郡)	町	番 地
現在籍校名 (学部) 及び学年	学校	学部 第	学年
就学させようとする学校名 学部・学年	学校 学部 第 学年		
希 望 入 学 期 日	年	月	日
区 域 外 就 学 等 の 理 由			

- (注) 1 この届は、住所のある市町村教育委員会に提出すること。
 2 必要に応じて、就学させようとする学校を管轄する教育委員会等の指定する書類を添付すること。

◇ 視覚障がい教育

視覚障がいとは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。

【視覚障がい者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「特別支援学校（視覚障がい）」という）における教育】

[島根県立盲学校] [島根県立浜田ろう学校（視覚障がい教育相談）]

■ 学校の概要

- 特別支援学校（視覚障がい）では、一人一人の状況にふさわしい方法で、乳幼児の教育相談、義務教育、高等学校に準じた教育及び職業教育を行っています。

■ 教育の内容

- 乳幼児の教育相談では、あそびの中で上手に見るための活動や、触ったり聴いたりしていろいろなことを覚えていくことを楽しめるような活動や保護者の方との相談を行っています。
- 普通の文字やそれを拡大した教材を使って学習する子供たちは、見え方や学習の状況に応じて、書写台、拡大読書器（テレビ画面に文字や絵などを大きく写して見る機器）等の教具や、適切な照明等の教室環境を用意しています。また弱視レンズを活用したり、パソコンで文字や図などをいちばん見やすい状態に拡大したりして、見て分かる力を高めるための工夫をしながら指導しています。
- 点字を使って学習する子供たちは、点字教科書や点字タイプライター等の教具を使って学習しています。また対象物に触って形や大きさを正確に理解する力、白杖を使って一人で歩く技能、パソコンの操作方法などが身につくような指導をしています。
- 「自立活動」では保護者の方の希望を取り入れながら、生活や学習の中で必要な内容を指導しています。弱視レンズやパソコンの使い方、通学の練習などを含む歩行訓練や日常生活動作の指導等を個別に行っています。
- 体育の指導等も本人の見え方に応じた、わかりやすいやり方で、球技をはじめ各種スポーツを盛んに行っています。理科や社会科、家庭科における学習なども見えやすい教材や触って理解できる各種教材が用意されています。

■ その他

- 学校周辺地域の学校との「交流及び共同学習」や、児童生徒の出身地域の学校との「居住地（ふるさと）交流」等を行っています。またスクールバスを使って、校外学習やプール学習などに出かけ、たくさんの経験ができるような学習を取り入れています。
- 児童生徒の指導に当たって、家庭との連携を重要に考えています。個別の指導計画等を作成して、指導の共通理解や連携を図るようにしています。また、個別の教育支援計画を作成し、家庭だけでなく関係諸機関との連携も深めるようにしています。

【特別支援学級（弱視）における教育】

■ 教育の内容

- 個々の視覚障がいの状態に基づく学習上の困難を取り除くための環境を整え、社会自立への基盤を培う教育を行っています。
- 拡大教科書や拡大読書器、照明など一人一人の子供の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導しています。
- 教科学習とともに、弱視レンズを活用したり、視覚によって物を認識する力を高めたり、今の視覚をよりよく使って学習したり、生活するための指導を行っています。
- 視覚の状態に応じて、通常の学級と連携を取りながら学習することができます。また地域とともに育つことによって、行事等を通して集団の中で一緒に学習する経験を多く持つことができます。
- 特別支援学校（視覚障がい）の教育相談と連携してより専門的な支援を受けることもできます。地域で学びながら、必要に応じて定期的・継続的な教育相談も行われています。

◇ 聴覚障がい教育

聴覚障がいとは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。

【聴覚障がい者である幼児児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「特別支援学校（聴覚障がい）」という）における教育】

[島根県立松江ろう学校] [島根県立浜田ろう学校]

■ 学校の概要

- ・ 幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科と早期から専門教育まで一貫教育を行い、個々のニーズに応える教育をしています。

■ 教育の内容

- ・ 補聴器を装用して聴覚を最大限に活用できるように配慮し、話し言葉を身につけたり、言語力を高め日本語の習得ができるように指導を行っています。
- ・ 幼児児童生徒の実態に合わせて、身振りやキューサイン、手話や指文字等のコミュニケーション手段を使って、豊かで確実なコミュニケーション能力が身に付くよう指導を行っています。また、自分の障がいを理解し受け入れ、自分に合った前向きな生き方を考えるような学習も発達段階に応じて行っています。
- ・ 教科学習では視覚的な教材を多く使用して基礎学力の向上を目指しています。
- ・ 職業教育も実習を中心に行い実社会で役立つ力の育成を目指しています。
- ・ 情報教育にも力を入れ、コンピューターの操作方法が身に付くように指導しています。

■ その他

- ・ 特別支援学校（聴覚障がい）と保育所、幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校との「交流及び共同学習」を行っています。また、個々の実態に合わせて幼児児童生徒の居住している地域の保育所、幼稚園、小・中・義務教育学校等との地域交流も実施しています。
- ・ 陸上部や卓球部は中学校総合体育大会や高等学校総合体育大会にも参加し、中国地区ろう学校体育大会や全国ろう学校体育大会等にも参加して成果を上げています。
- ・ 乳幼児・就学児・成人ろう者を対象とした教育相談を行ったり、難聴や言語障がいのある通常の学級に在籍する小学生・中学生を対象に、通級指導教室において個々のニーズにあった指導をしたりしています。
- ・ 児童生徒等の指導に当たって、家庭との連携を重要と考えています。個別の指導計画等を作成して、指導の共通理解や連携を図るようにしています。また、個別の教育支援計画を作成し、家庭だけでなく関係諸機関との連携も深めるようにしています。

【特別支援学級（難聴）における教育】

■ 教育の内容

- ・ 聴覚学習や発音指導、言語指導等自立活動に関する指導に力を入れています。
- ・ 交流学級や全校との教育活動の取り組みを通して、自ら主体的に活動できるように援助しています。また、交流学級や全校を対象に難聴に対しての理解教育を推進し、障がいに対しての理解が深まるように配慮しています。
- ・ 市町村特別支援学級との交流活動を行い、様々な教育の場を確保しています。
- ・ 福祉医療機関や特別支援学校（聴覚障がい）との連携を密にして専門教育を充実させています。また、特別支援学校（聴覚障がい）との交流や教育相談を定期的に行っています。

◇ 知的障がい教育

知的障がいとは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。

【知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「特別支援学校（知的障がい）」という）における教育】

[島根県立松江養護学校・安来分教室（高等部）・乃木校舎（高等部）]

[島根県立出雲養護学校・大田分教室（小・中学部）・邇摩分教室（高等部）・雲南分教室（高等部）]

[島根県立石見養護学校] [島根県立浜田養護学校] [島根県立益田養護学校]

[島根県立隠岐養護学校]

■ 学校の概要

- 特別支援学校（知的障がい）では、小学部、中学部、高等部が設けられています。一人一人に応じた指導や配慮をするために学級編制や教職員の配置に特別の配慮がされています。

■ 教育の内容

- 特別支援学校（知的障がい）の各教科は、小学校、中学校、高等学校とは別に独自のものを設定しています。児童生徒の発達段階や障がいの状況に合わせて教育課程を編成し、生活に結びついた内容を、具体的な活動を通して指導しています。
- 小学部では、基礎的な力の習得に力を置き、基本的な生活習慣や日常生活に必要なことばや数の指導、遊びや生活単元学習等の学習を通して自信や意欲を育てる工夫を行っています。
- 中学部では、小学部の指導を一層発展させるとともに、生活単元学習や作業学習等を通して、学習の視野を社会生活にも広げ、集団生活や円滑な対人関係、職業生活についての基礎的な事柄などの指導も取り入れて行っています。
- 高等部では、卒業後の生活を見据えて、家庭生活、職業生活、社会生活に必要な知識、技能、態度を身につけるよう指導を行っています。特に、木工、窯業、縫製、作物の栽培、地域の特産物を利用した製品作りや企業での実習等を通して、働く喜びや自立への意欲を高めるなど職業教育、進路指導の充実を図っています。

■ その他

- 学校近隣の小・中・義務教育学校との「交流及び共同学習」やそれぞれの児童生徒の出身地域の学校との居住地交流などを行っています。行事交流を行ったり、普段の学習に参加したり、特別にメニューを立てて交流を図っています。また、同年代との交流だけでなく、学校近隣の地域の人々との交流も深まるような取り組みも進められています。
- 児童生徒の指導に当たって、家庭との連携を重要と考えています。個別の指導計画等を作成して、指導の共通理解や連携を図るようにしています。また、個別の教育支援計画を作成し、家庭だけでなく関係諸機関との連携も深めるようにしています。
- 自宅から学校までの距離や個々の生活の実状から、児童福祉施設や寄宿舎に入所して通学している児童生徒もいます。
- 各学校にスクールバスが配置されています。日常生活や社会生活の技能や習慣を身につけるなど、望ましい社会参加のための知識、技能及び態度を養うために、スクールバスを使って体験学習や校外学習を計画的に行っています。

【特別支援学級（知的障がい）における教育】

■ 教育の内容

- 小・中・義務教育学校の特別支援学級では、8名までを1学級として編成し、1名の教員が担任しますが、平成26年度より、自閉症・情緒障がい学級、知的障がい学級において7名以上の学級を1学級とし、非常勤講師を配置し行き届いた教育の実践を目指すこととしました。児童生徒の一人一人の実態に応じた教育課程を編成し、個々に応じた指導を進めていきます。
- 特別支援学級での学習を大切にしながら、一人一人の実態に応じて、通常の学級と交流し学習を進める場合もあります。通常の学級で音楽等の教科学習等を学習したり、給食を一緒にとったり、学級活動と一緒にしています。また、地域の人材・資源などを活用した学習にも取り組みやすく、地域と連携し地域に根ざした教育活動を展開することができます。

◇ 肢体不自由教育

肢体不自由とは、身体の動きに関係する器官が、病気やけがで損なわれ、歩くこと、話すこと、食べることや衣服の着脱などの日常生活動作が困難であったり、十分できなかつたりする状態をいいます。

【肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「特別支援学校（肢体不自由）」という）における教育】

[島根県立出雲養護学校*] [島根県立益田養護学校*] [島根県立松江清心養護学校]
[島根県立江津清和養護学校]

*重複障がいの児童生徒のみを対象としています。

■ 学校の概要

- 特別支援学校（肢体不自由）には、肢体不自由を主とする障がいを中心に様々な障がいの状態や発達段階にある子供たちが在籍しています。このため、各学校では医療機関と密接に連携し、一人一人の教育的ニーズに合わせた教育に取り組んでいます。

■ 教育の内容

- 障がいの状況に応じて、小・中・義務教育学校、高等学校に準じた教育、知的障がいを併せ有する子供の教育、障がいが重度で重複している子供の教育、訪問による教育のおおむね4つの教育形態を取り入れています。
- 個々の子供が自立を目指し、障がいに基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動として、自立活動の時間を重視した取組をしています。
- 特別な机やいすの使用、一人一人の学習課題に応じた教材・教具の製作、パソコンの活用などにより障がいによる困難さを補い、学習に対する子供の意欲や興味を十分引き出せるよう配慮しています。

■ その他

- 子供が可能な限り自立した生活が身につくよう施設・設備に特別な配慮をしています。段差のない教室や廊下、エレベーターなどの移動面への配慮、エアコン・床暖房など健康面への配慮、トイレや温水プールなど日常生活や学習環境への配慮など十分に行っています。
- 普段、生活範囲が限られる子供たちの学習活動の範囲を拡げ、知識や経験を豊かにするために、車いすやストレッチャーごと乗車できるスクールバスが各校にあります。行事や学習内容に合わせて学部や学級単位で活用しています。
- 日常生活動作の育成や障がいの改善・向上など子供の自立にむけた取組には、家庭や施設が一体となって連携し協力していくことが必要です。日々、連絡帳や学級だより、定期的な話し合いなど保護者や施設の担当者とのコミュニケーションを大切にして取り組んでいます。
- 様々な活動を通してお互いが障がいについての理解を深め、児童生徒間の友情や思いやりの心、社会性を育てるため、また、障がいを有する児童生徒に対する理解・啓発を促すために、地域の人達や地域の小学校、中学校、高等学校との行事や学習などを通じた「交流及び共同学習」を行っています。
- 学校看護師が配置されており、経管栄養や吸引などの処置を受けることができ、安全に学習活動に取り組むことができます。
- 児童生徒の指導に当たって、家庭との連携を重要と考えています。個別の指導計画等を作成して、指導の共通理解や連携を図るようにしています。また、個別の教育支援計画を作成し、家庭だけでなく関係諸機関との連携も深めるようにしています。

【特別支援学級（肢体不自由）における教育】

■ 教育の内容

- 子供の障がいの状態や発達段階等に応じて日常生活動作の改善・克服を考えながら個々に具体的な目標を設定し、きめ細かい配慮のもとに適切な教育を行っています。
- 通常の学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を通して、社会性や集団への参加能力を高めるよう配慮しています。
- 可能な限り児童生徒が自らの力で学校生活を送れるように、児童生徒の障がいの状態に応じて、廊下や階段に手すりをつけたり、洋式トイレにしたりするなど、施設整備の改善も行われています。

◇ 病弱・身体虚弱教育

病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいいます。

【病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「特別支援学校（病弱）」という）における教育】

[島根県立松江緑が丘養護学校] [島根県立江津清和養護学校]

[島根県立出雲養護学校 未来分教室（小・中学部）] ※児童心理治療施設入所児童生徒のみが対象

■ 学校の概要

- ・特別支援学校（病弱）では、小学部、中学部、高等部において、家庭や隣接する病院からの通学や、病室でのベッドサイド学習（床上学習）や教員が家庭や入院先の病院に出向いて教育を行う「訪問教育」等、一人一人の病状に合わせて教育を行っています。

■ 教育の内容

- ・小・中・義務教育学校、高等学校に準じた教育に、病弱・身体虚弱等に基づく学習上又は生活上の困難の改善、克服をめざした学習（自立活動）を行うことを基本としていますが、児童生徒一人一人の病状など実態に合わせた教育課程や学習形態をとっています。
- ・自立活動では、医療機関との連携を密にしながら、病気に対する回復意欲の向上を図ったり、病気の状態を理解し病気の進行を防止したりするのに必要な生活様式や、病気の状態や環境に基づく心理的不適応の改善に関することを行います。
- ・授業時数の制約や活動範囲、運動などに制限がある子供には、指導内容の精選、指導方法・教材・教具の工夫、マルチメディアの活用などにより、効果的な指導を行います。

■ その他

- ・近隣の学校との交流及び共同学習や、住んでいる地域にある学校との交流、病気が回復して復帰することを見越した元の学校との「交流及び共同学習」なども、一人一人の実態に合わせて行っています。
- ・温度や湿度の管理のためのエアコンや床暖房、加湿器、車椅子やストレッチャーで移動するためのエレベーターなどの設備が整っています。
- ・日常の体調把握のための健康管理機器や、緊急時のための酸素ボンベなどが常備され、緊急連絡用の電話も設置されています。
- ・学校看護師が配置されており、経管栄養や吸引などの処置を受けることができ、安全に学習活動に取り組むことができます。
- ・スクールバスは、校外学習や修学旅行などに活用しています。
- ・児童生徒の指導に当たって、家庭との連携を重要と考えています。個別の指導計画等を作成して、指導の共通理解や連携を図るようにしています。また、個別の教育支援計画を作成し、家庭だけでなく関係諸機関との連携も深めるようにしています。

【特別支援学級（病弱・身体虚弱）における教育】

■ 教育の内容

- ・入院を必要とせず家庭などから通学できる身体虚弱児のために設置されています。
- ・通常の学級とほぼ同様の授業時数を定め、通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮しながら、各教科等の指導を行い、併せて健康状態の回復、改善や体力の向上を図るための指導も行っています。
- ・入院中の子供のために、近隣の小学校又は中学校を本校として、病院内に設置されている院内学級もあります。ここでは、病院の職員との連絡を密にしながら、健康状態の回復・改善等を図るための指導を行うとともに、各教科等の指導に当たっては内容の精選を行い、特に身体活動を伴う学習については、指導方法や教材・教具を工夫するなど、様々な配慮をしています。

◇ 情緒障がい教育

情緒障がいとは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志では、コントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状況をいいます。

【情緒障がい教育の対象】

情緒障がい教育の対象は、その障がいにより、社会的適応が困難となり、学校などで集団活動や学習活動に支障のある行動上の問題を持っている児童生徒です。その原因や特性、特別な教育的な配慮や指導の内容の違いから、おおよそ二つのタイプに分けています。

- ①発達障がいに包括される障がいである自閉症及びそれに類するもの(アスペルガー症候群等を含む)により、言語発達の遅れや人間関係の形成が困難であるため、社会的適応が困難である状態。
- ②主として心理的な要因の関与が大きいとされている社会的適応が困難であるさまざまな状態を総称するもので、選択性かん黙、不登校、その他の状態(多動、常動行動、チックなど)。

二つのタイプとも、通常の学級では効果を上げることが困難な場合は特別支援学級(自閉症・情緒障がい)の対象と考えることができます。また、知的障がいを伴う場合は、その障がいの状態に応じて、特別支援学校(知的障がい)や、特別支援学級(知的障がい)の教育を受けることについて検討することが必要です。その場合、学校教育法施行令第22条の3の表、知的障がい者の項に達しない程度の知的障がいを併せ有する場合は、児童生徒の知的発達の遅滞の程度を十分考慮した上で検討する必要があります。

特に①については、その障がいの特性上、通常又は知的障がい教育の場で対応する場合も、下記の「配慮事項」に留意する必要があります。

【特別支援学級(自閉症・情緒障がい)における教育】

■ 教育課程

- ・児童生徒一人一人の発達の状況(言語・対人関係・生活・課題学習・感覚運動等、各領域について)や、障がいの状況(知的障がいの程度)等を考慮し、個に応じたコミュニケーション(情報の受信・発信等)やソーシャルスキル(場における身の処し方等)の力をつけるための自立活動の時間を特設したり、他の教科等の指導内容と自立活動とを関連づけたりして指導します。
- ・実態に合わせて、社会生活を豊かにするために必要な読み・書き・計算等の課題学習の指導や、余暇活動につながる体験的な学習を行います。
- ・知的障がいを併せ有している場合においては、教育課程上の位置づけを明確にした上で必要に応じて特別支援学級(知的障がい)と共に学習し、「日常生活の指導」や「生活単元学習」等の学習形態を取り入れることを検討します。この場合、すべての目標や活動を特別支援学級(知的障がい)に合わせなければならないと考えるのではなく、同じ単元で共に活動しながらも、特別支援学級(情緒障がい)の児童生徒に必要な独自の目標と配慮や支援を用意し、その活動を効果的に活用しなければなりません。通常の学級との「交流及び共同学習」についても、その集団、その活動の中で何をねらうのかを明確にし、児童生徒の負担にならないよう柔軟な対応をすることが大切です。

■ 配慮事項

- ・活動の始めと終わり、順序、量等、目で見えて分かるように示す。(何を、どれだけ、又は、いつまですれば終わりになるのかを視覚的に示す)
- ・面談や連絡ノート等で保護者との情報交換を密にし、家庭と学校で指導方針を合わせて一貫した対応を行う。
- ・視覚認知が優れているという点から、視覚的な情報提供を行うとともに、イメージがもちやすいように具体的な指示をする。
- ・見通しをもって学校生活を送れるようにスケジュールの提示をするとともに、将来的には自分でスケジュールが組み立てられるような指導を行う。
- ・場と用途を一致させるとわかりやすいことから、子供の状況に応じて、場の構造化を進める。

◇ 通級による指導

平成5年度から制度化された「通級による指導」とは、小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍している児童生徒に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の場「通級指導教室」で行うという指導形態です。

教室が設置された学校に在籍する児童生徒だけでなく、他の学校からも通級でき、また通級することが困難な場合には、通級指導教室の担当教員が、その児童生徒の在籍する学校へ出かけて指導する「巡回指導」もあります。

■ 通級による指導の対象

次のような児童生徒を対象にしています。（特別支援学級の児童生徒を除く）

- 言語障がい者＝器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話しことばにおけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。
- 難聴者＝補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。
- 情緒障がい者＝主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。
- 自閉症者＝自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
- 学習障がい者＝全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す者で、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
- 注意欠陥多動性障がい者＝年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
- その他障がいがある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの。

■ 指導内容

障がいに基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導（自立活動）を行います。ただし、特に必要がある場合は、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うこともあります。

- 言語障がい＝話す意欲を高める指導、発音指導、遊戯療法、二次的障がいの防止 等
- 難聴＝聴覚活用、音声言語の受容・表出、障がいの受容、各教科の補充 等
- 情緒障がい者等＝コミュニケーション能力を養う、不安・緊張の緩和、カウンセリング 等

■ 教育課程

- ・ 通級による指導は、障がいに応じて、一部特別な指導を行うことから、特別の教育課程を編成します。特別の指導は、特別支援学校における自立活動の指導に当たりますので、通級による指導を受けた時間は、「自立活動」として通常の教育課程に加えるか、又はその一部に替えることができます。
- ・ 特別の指導の授業時数は、年間35単位時間（週1単位時間）から280単位時間（週8単位時間）までを標準とします。
- ・ 学習障がい及び注意欠陥多動性障がいの指導については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、指導時間数の標準を年間10単位時間（月1単位時間程度）から280単位時間（週8単位時間程度）とします。
- ・ 通級による指導を受ける児童生徒の教育課程は、在籍校で編成します。

■ 巡回による指導

- ・ 通級による指導を受ける場合は、通級指導教室に通うことを原則としますが、通級指導教室担当教員が、対象児童生徒の在籍校に出かけて指導することもあります。この指導形態を「巡回指導」といいます。次のような場合には、巡回指導を受けることができます。
- ・ 通級指導教室設置校へ通うことによって、その児童生徒の他の学習が著しく削減されるか、もしくは、加重負担となる場合。
- ・ 児童生徒一人では、通級することが困難であり、保護者の付き添いができない場合。
- ・ 通級指導教室が設置されていない学校で、指導を必要としている児童生徒が複数いる場合。

(保護者の方へ)

入院中の児童生徒の教育について

島根県教育委員会

慢性疾患等病気療養のために一定期間入院加療が必要な児童生徒に対して、その入院期間中に、その病状に応じて小学校教育若しくは中学校教育が受けられるようにするために、次のような制度があります。

院内学級

- 病院内に設置された小・中学校の学級で教育が受けられます。
- 島根県では現在次の病院に設置しています。
 - ①松江市：松江市立病院（松江市立乃木小学校・松江市立湖南中学校）
 - ②出雲市：県立中央病院（出雲市立四絡小学校・出雲市立第三中学校）
島根大学医学部附属病院（出雲市立塩冶小学校・出雲市立第二中学校）
 - ③益田市：益田赤十字病院（益田市立吉田小学校・益田市立益田中学校）
- 院内学級では、一人一人の病状や学年段階に応じた特別の教育課程によって学習指導を行います。
- 院内学級で指導を受けるには、主治医に学習が可能かどうか診断を受けた後、院内学級が設置されている学校へその期間転学する必要があります。
- 院内学級を設置している市町村の教育委員会へ「指定学校変更申出書」または「区域外就学届」を出し転学手続きをします。（住民票の移動は必要ありません）

◇◇◇ 詳細については、在籍学校へ申し出てください。
- 退院にともなって、以前在籍していた学校への転学手続きを行います。

訪問教育

- 院内学級が設置されていない病院に入院する場合、特別支援学校の訪問教育担当教員により病院で教育が受けられます。
- 訪問教育は、一人一人の病状や学年段階に応じた特別の教育課程によって、週に3回程度（1回当たり3時間まで）学習指導を行います。
- 訪問教育を受けるには、主治医に学習が可能かどうか診断を受けた後、訪問教育担当教員のいる特別支援学校へその期間転学する必要があります。

◇◇◇ 詳細については、在籍学校へ申し出てください。
- 入院、療養が終了すれば、以前在籍していた学校へ転学手続きを行います。

資料3：入院中の児童生徒の教育措置について

(教育委員会・学校用)

入院中の児童生徒の教育措置について

島根県教育委員会

慢性疾患等病気療養のために一定期間入院加療が必要な児童生徒に対して、その入院期間中に、その病状に応じて小学校教育若しくは中学校教育が受けられるように「院内学級による教育」「訪問教育による教育」の措置を講ずることが必要となります。

それぞれについて、次のような手続をとることとなります。

1 院内学級

(1) 院内学級とは、市町村が小・中学校の特別支援学級の一つとして病院内に設置し、その病院に入院している児童生徒の教育にあたるものです。

○島根県では現在次の病院に設置しています。

- ①松江市：松江市立病院（松江市立乃木小学校・松江市立湖南中学校）
- ②出雲市：県立中央病院（出雲市立四絡小学校・出雲市立第三中学校）
島根大学医学部附属病院（出雲市立塩冶小学校・出雲市立第二中学校）
- ③益田市：益田赤十字病院（益田市立吉田小学校・益田市立益田中学校）

(2) 対象児童生徒

- ①院内学級が設置される病院に入院している児童生徒。
- ②医師の診断により「学習活動が可能」と認められ、その教育を希望するもの。

(3) 入級の手続

- ①設置校以外の同一市町村の学校の児童生徒の場合、学校教育法施行令第8条による「指定学校変更申出」により、院内学級設置校への転学手続をとります。
- ②他市町村の学校に在籍する児童生徒の場合、同令第9条による「区域外就学等」の手続により、院内学級設置校へ転学します。
- ③入級する児童生徒は、特別支援学級在籍となります。

(4) 教育課程（学習指導）

- ①院内学級では、一人一人の病状や学年段階に合わせた学習補充等が必要なことから、特別の教育課程を編成するため、「特別支援学級教育課程に関する届出書」（管理規則(例)則第7条）をします。

(5) 退級の手続

- ①主治医から指示された退院（予定）日に従って、前籍校への転学手続をします。
- ②特別支援学級の入・退級に関する就学手続は、その就学は、概ね緊急を要しかつ一定期間をもって終了するため、医師の診断書（又は入院・退院証明書）をもって判断し、その後設置市町村教育支援委員会の審議を得ることとなります。

資料3：入院中の児童生徒の教育措置について

2 訪問教育

(1) 訪問教育とは、特別支援学校の訪問教育担当教員が家庭あるいは病院等へ出かけて、児童生徒の教育にあたるものです。

(2) 対象児童生徒

本来、訪問教育は、障がいのために通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して行う教育形態ですが、病気療養のため一定期間入院する児童生徒に対しても、教員が病院に出かけて指導にあたっています。

その期間は特別支援学校へ転学措置をとります。

(3) 指導を受ける手続

①児童生徒が在学している学校の校長は、学校教育法施行令第12条による「視覚障害者等である旨の通知書」により、市町村教育委員会へ報告します。

②市町村教育委員会は同条第2項により県教育委員会へ報告します。

③県教育委員会は、学校教育法施行令第14条、同令第15条により関係市町村教育委員会、学校及び保護者に対して訪問教育担当教員を派遣する学校を指定して通知します。

(4) 教育課程（学習指導）

①訪問教育による指導では、一人一人の病状や学年段階に応じて特別の教育課程により、週3回（1回当たり3時間まで）を限度として担当教員が指導します。

(5) 終了の手続

①主治医から指示された退院（予定）日に従って、訪問教育担当教員を派遣している学校の校長は、学校教育法施行令第6条の2による「児童（生徒）の異動について」を県教育委員会へ提出します。

②県教育委員会は、同条により市町村教育委員会へ通知し、市町村教育委員会は、同令第7条による居住地にある学校及び保護者へ「就学すべき学校の指定」をします。

「院内学級」「訪問教育」とも上記手続きのほかの転学に伴う書類等は、小中学校転学にとりまう書類等と同じです。

- ・学校→保護者：「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」「在学証明書」
- ・学校→委員会：「児童（生徒）転出（転入）報告書」（管理規則(例)第11条）
- ・学校→学 校：「指導要録（写し）」「健康診断票」「歯の健康診断票」

その他、学校間の連携を密にし指導を効果的に行うために、「児童生徒連絡票」等を作成し連絡を取り合うことが必要です。

ここがポイント

- ・治療のために、学校へ通うことができない子どもたちは常に不安な気持ちで過ごしています。院内学級等へ転出している間も、学校内で子どもの状況や思いを共有する等、本人や保護者に寄り添う配慮を心掛けることが大切です。

資料3：入院中の児童生徒の教育措置について

院内学級入・退級に係る手続

- (1) 学級設置校の児童生徒 ○特別支援学級入退級に係る教育措置
- (2) 院内学級が設置されている市町村の学校に通う児童生徒
- ①保護者 → 教育委員会
「指定学校変更申出書」または「通学区域外就学願」（小・中学校等管理規則(例)参考様式)
 - ②保護者 ← 教育委員会
「指定学校の変更(通知)」または「通学区域外就学可」
 - ③教育委員会→設置学校長
「就学の通知」
 - ④保護者 → 学校
○転学届け 転学手続
 - ⑤学校長 →教育委員会
「児童（生徒）転出(転入)報告書」（小・中学校等管理規則(例)第11条)
- (3) 院内学級が設置されている市町村以外の学校に通う児童生徒
- ①保護者 → 設置教育委員会
「区域外就学願」（小・中学校等管理規則(例)参考様式）・「届」を→「願」に変更して
 - ②教育委員会←協議→設置教育委員会
 - ③設置教育委員会→保護者（委員会）
「区域外就学承諾書」（学校教育法施行令第9条）
 - ④保護者 → 教育委員会
「区域外就学届」（小・中学校等管理規則(例)参考様式）
 - ⑤保護者 → 学校
○転学届け 転学手続
 - ⑥学校長 → 教育委員会
「転出(転入)報告書」（小・中学校等管理規則(例)第11条)

※学級編制

- (1) 特別支援学級在籍児童生徒とする。（前籍校に復帰した場合は前に在籍していた学級へ）
- (2) 入・退級の就学先の決定は、医師の診断書によって判断するとともに、設置市町村教育支援委員会の判断を得る。（院内学級への措置を認める判定書）

※転学の際の必要書類

- (1) 学校→保護者へ・・・「在学証明書」「転出児童（生徒）教科用図書給与証明書」
- (2) 学校→転出先学校へ・「指導要録（写し）」「健康診断票」「歯の健康診断票」（児童生徒連絡票）
- (3) 設置委員会→県教育委員会・「院内学級への措置について（報告）」

資料3：入院中の児童生徒の教育措置について

児童（生徒）の転出（転入）報告書（小・中学校等管理規則（例）第11条・様式第15号）

第 号
年 月 日

〇〇市（町村）教育委員会 様

〇〇市（町村）立〇〇〇〇校長
氏 名 印

児童（生徒）転出（転入）報告書

下記の児童（生徒）が転出（転入）したので報告します。

記

1 児童（生徒）

- (1) 学年・氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住 所

2 保護者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

- 3 転出（転入）の年月日・・・転出：院内学級（前籍復帰）での学習開始の前日
転入：学習開始日

4 その他

〇年〇月〇日（～〇月〇日）
（期日及び期間）

転出先（転入の場合は前住所）・・・〇〇市（町村）立〇〇〇〇学校
（住所ではなく学校名）

転出（転入）の理由・・・入：〇〇により〇〇病院に入院し、〇〇学校院内
学級に入級のため。
退：〇〇病院を退院し院内学級を退級したため

資料3：入院中の児童生徒の教育措置について

特別支援学級入退級に係る児童生徒の在籍異動報告書（例）

第 号
年 月 日

〇〇市(町村)教育委員会 様

〇〇〇立(町村)〇〇〇〇〇校長
氏 名 印

特別支援学級入退級に係る児童生徒の在籍異動報告書

下記の事由により、児童（生徒）の在籍の異動があったので報告します。

記

1 学 年

2 氏 名

3 生年月日

4 住 所

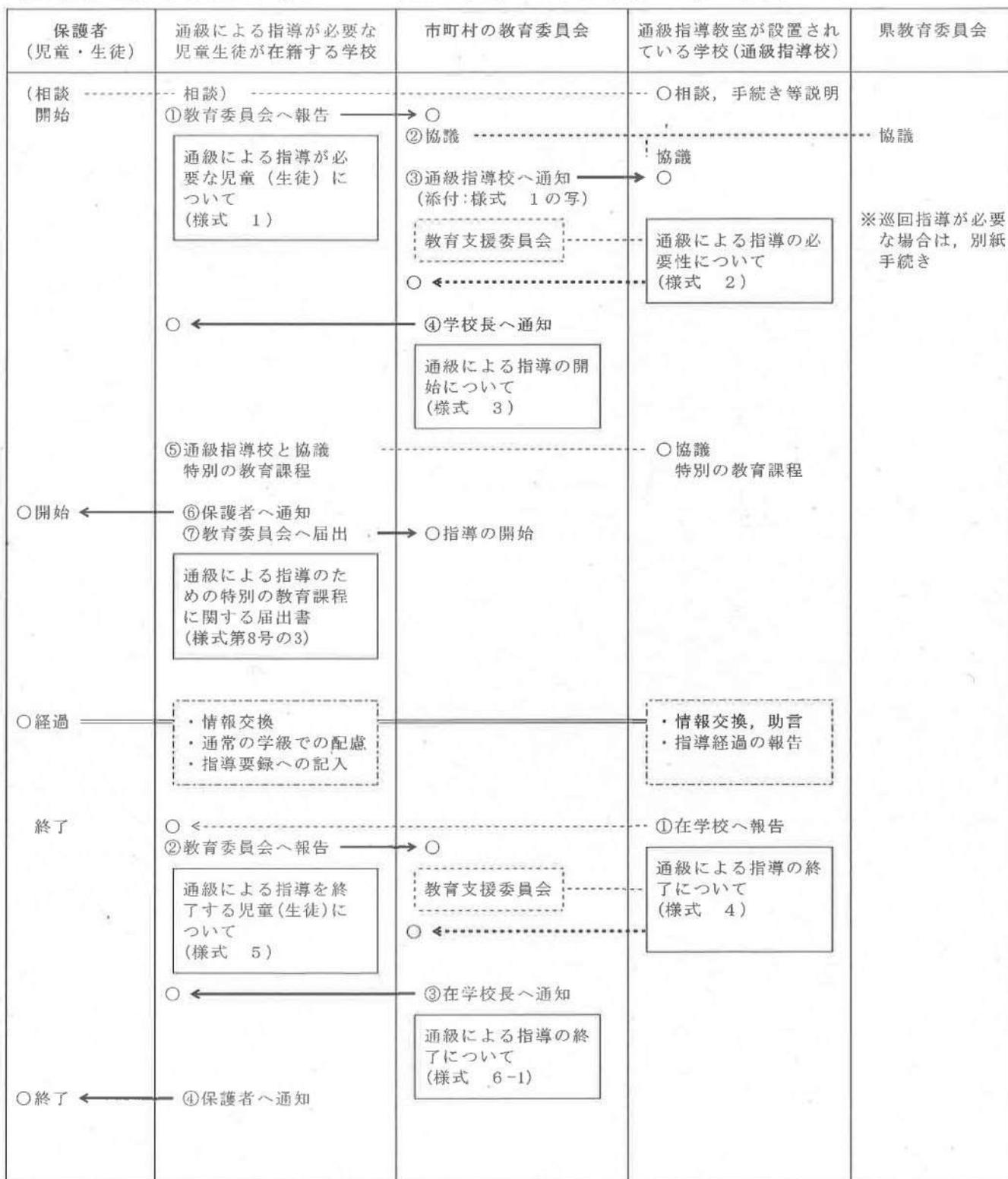
5 異動を要する事由・・・・・・・・〇〇により〇〇病院入院のため、院内学級での
指導が必要となったため（必要なくなったため）

6 異動期日

7 異動前の（学校）学年・組・・・入：前籍校名 退：設置校名

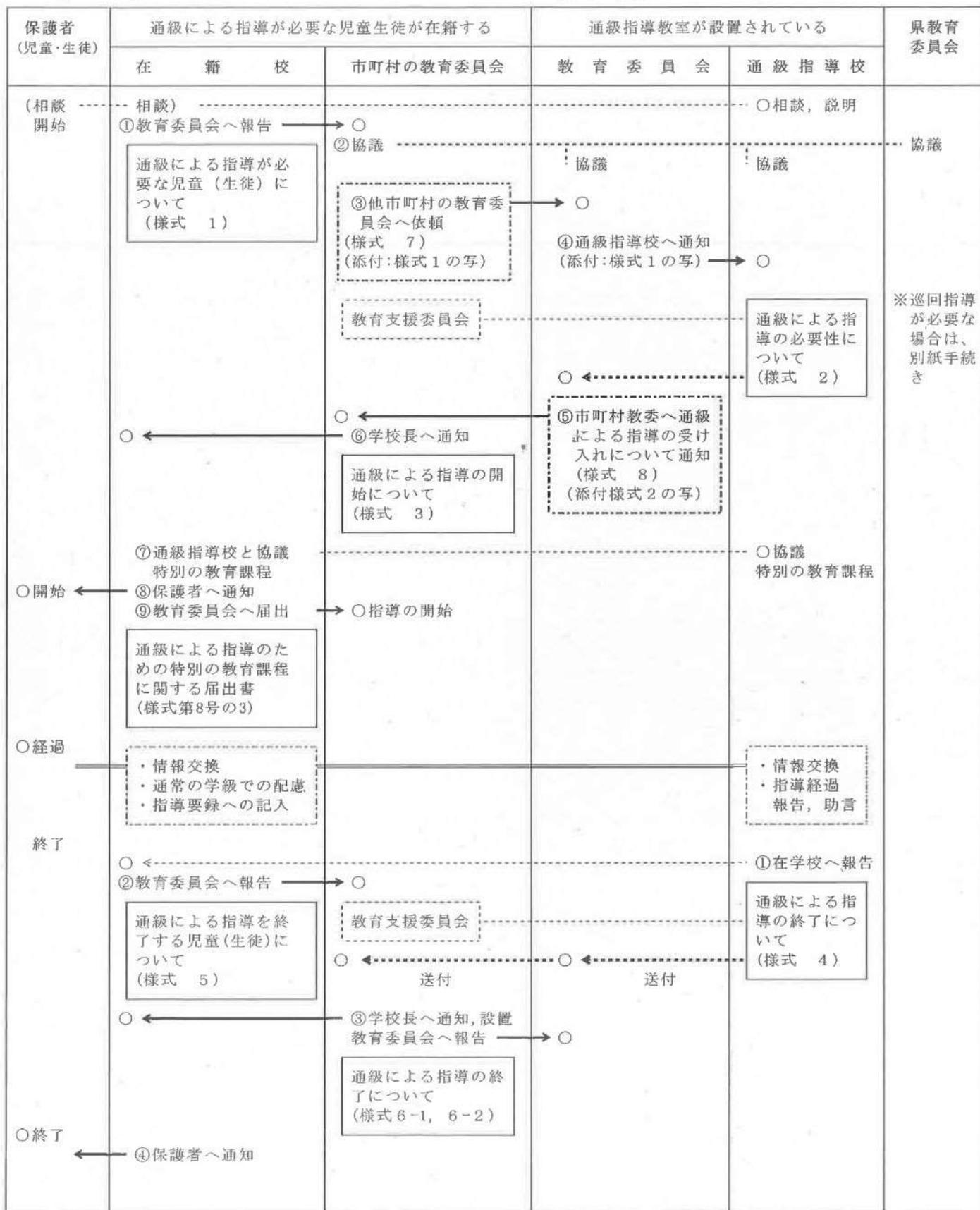
8 異動後の（学校）学年・組 設置校名 前籍校名

他校通級実施手続 I (通級指導を受ける学校が同一市町村の場合)



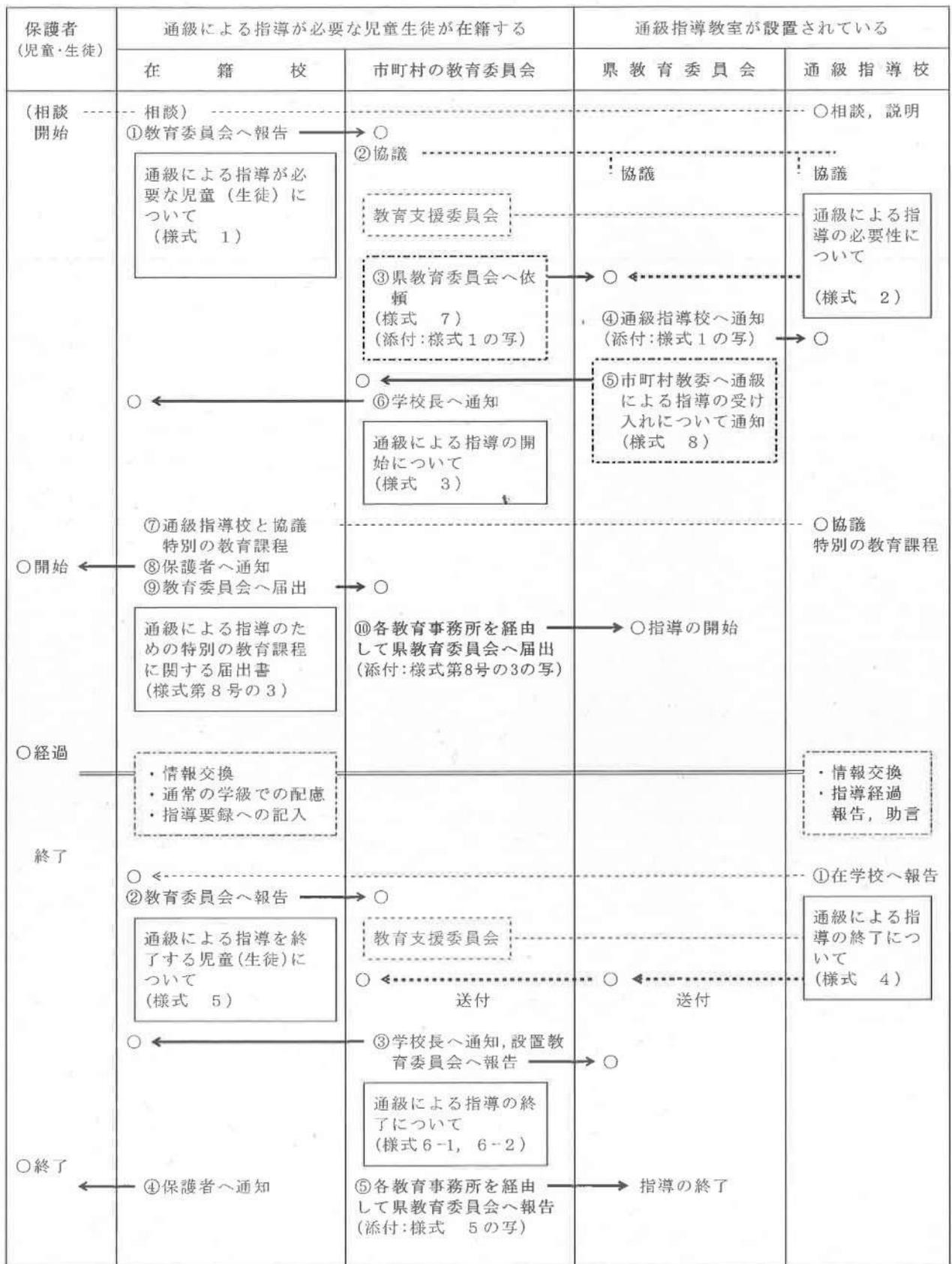
- ◎ 校内通級の場合には, 在学校と通級指導校が同一だが, 手続き上は同様となる。
- ◎ 市町村教育委員会では次のことについて, 年度内に開催する教育支援委員会で審議を得る。
 - ①年度内に指導した全児童生徒の指導について。
 - ②年度内に指導が終了しなかった全児童生徒についての継続指導の必要性について。
 この際の資料として: 通級指導をした児童生徒一覧, 指導の必要性について(様式 2), その他資料
- ◎ 卒業に伴う指導終了についても同様に手続きを行うこと。
- ◎ 継続児童生徒の「様式第8号の3」については, 毎年届け出が必要である。

他校通級実施手続 II (通級指導を受ける学校が他市町村の場合)



- ◎ 市町村教育委員会では次のことについて、年度内に開催する教育支援委員会で審議を得る。
 - ①年度内に指導した全児童生徒についての指導について。
 - ②年度内に指導が終了しなかった児童生徒についての継続指導の必要性について。
この際の資料として：通級指導をした児童生徒一覧、指導の必要性について報告(様式2)、その他資料
- ◎ 卒業に伴う指導終了についても、同様に手続きを行うこと。
- ◎ 継続児童生徒の「様式第8号の3」については、毎年届出が必要である。

他校通級実施手続 Ⅲ (通級指導を受ける学校が松江ろう学校・浜田ろう学校の場合)



- ◎ 市町村教育委員会では次のことについて、年度内に開催する教育支援委員会で審議を得る。
 - ①年度内に指導した全児童生徒についての指導について。
 - ②年度内に指導が終了しなかった児童生徒についての継続指導の必要性について。
この際の資料として：通級指導をした児童生徒一覧、指導の必要性について報告(様式 2)、その他資料
- ◎ 卒業に伴う指導終了についても、同様に手続きを行うこと。
- ◎ 継続児童生徒の「様式第8号の3」については、毎年届出が必要である。

資料4「通級による指導」に関する手続

(通級様式1)

〇〇〇第 号
年 月 日

(在学城市町村) 教育委員会教育長 様

(在学校) 学校名
校長名



通級による指導が必要な児童(生徒)について(報告)

下記の児童(生徒)は、通級による指導が必要と思われるので報告します。

記

児童(生徒)氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日	第 学年	
住 所			
保 護 者 氏 名			
指導が必要と思われる困難さの状況			
備考			

資料4「通級による指導」に関する手続

(通級様式2)

〇〇〇第 号
年 月 日

(設置) 教育委員会教育長 様

(通級指導教室設置) 学校名

校長名



通級による指導の必要性について (報告)

下記児童(生徒)の通級による指導の必要性については以下のとおりです。

記入者 (担当者名)

児童(生徒)氏名		生年月日	年 月 日
在 学 校 名	立 学 校		第 学 年
児 童 生 徒 の 状 況	(諸検査等を実施した場合その結果を添付)		
指 導 の 内 容	(指導内容に関わる「自立活動」の内容項目についても記載する)		
備考	・指導の曜日・時間については、在 schools と協議の上決定します。		

資料4「通級による指導」に関する手続

(通級様式3)

〇〇〇第 号
年 月 日

(在学校) 学校長 様

(在学校市町村) 教育委員会教育長 印

通級による指導の開始について (通知)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で報告のあった児童(生徒)に対し、下記により通級による指導を行うことを認めたので、当該児童(生徒)に係る特別の教育課程を編成し届出願います。

記

- 1 児童(生徒)氏名
- 2 在学校名・学年
- 3 通級指導校名
- 4 所在地
- 5 備考

資料4「通級による指導」に関する手続

(通級様式4)

〇〇〇第 号
年 月 日

(設置) 教育委員会教育長 様

(通級指導教室設置) 学校名
校長名



通級による指導の終了について (報告)

下記の児童 (生徒) に対する通級による指導を終了したので報告します。

記

児童 (生徒) 氏名		生年月日	年 月 日
在 学 校 名			第 学年
住 所			
保 護 者 氏 名			
指 導 開 始 日		年 月 日	
指 導 の 経 過			
指 導 終 了 日		年 月 日	
指 導 担 当 教 員 氏 名			印

※「指導開始日」の欄は、「今年度の指導開始日」ではなく、「当該児童生徒の通級による指導の開始日」を記入する。

資料4「通級による指導」に関する手続

(通級様式5)

〇〇〇第 号
年 月 日

(在学城市町村) 教育委員会教育長 様

(在学校) 学校名
校長名



通級による指導を終了する児童(生徒)について(報告)

下記の児童(生徒)は、通級による指導が必要なくなったので報告します。

記

児童(生徒)氏名		性	
生 年 月 日	年 月 日	第	学年
住 所			
保 護 者 氏 名			
通 級 指 導 校			
指 導 開 始 日	年 月 日		
指 導 の 経 過			
指 導 終 了 日	年 月 日		

※「指導開始日」の欄は、「今年度の指導開始日」ではなく、「当該児童生徒の通級による指導の開始日」を記入する。

資料4「通級による指導」に関する手続

(通級様式6-1)

〇〇〇第 号
年 月 日

(在学) 学校長 様

(在学) 市町村) 教育委員会教育長 印

通級による指導の終了について (通知)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で報告のあった下記児童(生徒)に対する通級による指導を終了することを認めます。

ついては、当該児童(生徒)に係る教育課程を通常の編成にして指導願います。
また、当該児童(生徒)の保護者に対して、この旨通知願います。

記

- 1 児童(生徒)氏名
- 2 在学) 学校名 ・ 学年
- 3 通級指導校名
- 4 指導の終了日
- 5 備考

※「卒業に伴う終了」の場合は、波下線部を削除のこと。

資料4「通級による指導」に関する手続

(通級様式6-2)

〇〇〇第 号
年 月 日

(設置) 教育委員会教育長 様

(在学校市町村) 教育委員会教育長 

通級による指導の終了について (報告)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により、下記児童(生徒)について貴教育委員会の所管する学校へ依頼した通級による指導を終了することとしたので報告します。

記

- 1 児童(生徒)氏名
- 2 在学校名・学年
- 3 通級指導校名
- 4 指導の終了日
- 5 備考

資料4「通級による指導」に関する手続

(通級様式7)

〇〇〇第 号
年 月 日

(設置) 教育委員会教育長 様

(在 学 校 市 町 村) 教 育 委 員 会 教 育 長 

通級による指導が必要な児童（生徒）について（依頼）

このことについて、別紙写しのとおり〇〇立〇〇〇学校長より報告がありました。
については、貴管内の通級指導教室において指導を受けたいので、その受け入れについて
ご配慮くださるよう願います。

(添付 様式 1 の写し)

資料4「通級による指導」に関する手続

(通級 様式 8)

〇〇〇第 号
年 月 日

(在 学 校 市 町 村) 教 育 委 員 会 教 育 長 様

(設置) 教育委員会教育長 印

通級による指導の受け入れについて (通知)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で依頼のあった児童(生徒)に対し、下記のように、本教育委員会の所管する学校において通級による指導を行うことを承諾したので当該児童(生徒)の在 学 校 長 へ 通 知 願 い ます。

記

- 1 児童(生徒)氏名
- 2 在 学 校 名 ・ 学 年
- 3 通 級 指 導 校 名
- 4 指 導 の 開 始 日 通級指導校と協議の上決定すること。
- 5 備考

(添付 「通級による指導の必要性について」 (通級 様式 2))

平成31年度 「通級による指導」(通級指導教室) について

1 「通級による指導」の概要

「通級による指導」とは、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの障がいがある児童生徒のうち比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行うという教育形態をいう。(指導の場として特別支援学校も含む。)

①指導の内容

- 障がいに応じた特別の指導(自立活動)を行い、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養う。ただし、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行う。

②対象の障がい

- 言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他(ただし、これらの異なる障がい種のすべてを一つの教室で指導するとは限らない。)

③教育課程、授業時数

- ①で示した指導を通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて行うことから、特別の教育課程を編成する(学校教育法施行規則第140条、141条)。
- 通級による指導を受ける児童生徒の教育課程は、在籍校で編成する。
- ①で示した指導は、年間35単位時間(週1単位時間)から280単位時間(週8単位時間)までを標準とする。
- 学習障がい及び注意欠陥多動性障がいの指導については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、指導時間数の標準を年間10単位時間(月1単位時間程度)から280単位時間(週8単位時間程度)とする。

2 通級指導教室設置校(平成31年4月1日現在)

管内	市町村	設置学校名	担当者数	開設年度	市町村	設置学校名	担当者数	開設年度
松江	松江	母衣小学校	3	H17	松江	中央小学校	3	H7
	松江	古江小学校	2	H13	松江	古志原小学校	3	H22
	松江	第二中学校	3	H19	松江	第三中学校	1	H15
	松江	第四中学校	2	H22	安来	十神小学校	2	H5
	安来	南小学校	2	H6	安来	第三中学校	2	H19
	安来	第二中学校	1	H30				
出雲	出雲	今市小学校	2	H5	出雲	神西小学校	2	H14
	出雲	大社小学校	2	H11	出雲	平田小学校	2	H5
	出雲	神戸川小学校	2	H24	出雲	中部小学校	3	H5
	出雲	第三中学校	2	H18	出雲	浜山中学校	1	H21
	出雲	平田中学校	2	H21	出雲	湖陵中学校	1	H24
	出雲	斐川西中学校	2	H18	雲南	木次小学校	2	H6
	雲南	大東小学校	1	H24	雲南	木次中学校	1	H22
	奥出雲	三成小学校	1	H21	奥出雲	横田中学校	1	H30
飯南	来島小学校	1	H22					
浜田	浜田	松原小学校	3	H5	浜田	三隅小学校	2	H11
	浜田	第一中学校	2	H21	浜田	三隅中学校	1	H20
	大田	久手小学校	2	H9	大田	仁摩小学校	1	H25
	大田	第二中学校	2	H19	江津	津宮小学校	3	H8
	江津	青陵中学校	1	H22	川本	川本小学校	1	H24
	邑南	瑞穂小学校	3	H9	邑南	瑞穂中学校	1	H22
	美郷	邑智小学校	1	H27	美郷	邑智中学校	1	H30
益田	益田	高津小学校	2	H6	益田	吉田小学校	3	H12
	益田	高津中学校	2	H6	津和野	津和野小学校	1	H7
	津和野	津和野中学校	1	H22	吉賀	七日市小学校	1(1)	H20
	吉賀	吉賀中学校	1	H22				
隠岐	隠岐の島	西郷小学校	2	H6	隠岐の島	西郷中学校	1	H25
	海士	福井小学校	1	H22	西ノ島	西ノ島中学校	1(1)	H27

小学校30校・中学校23校 計53校、担当者：小学校59名・中学校33名 計92名+(2)

(表の()内の数は通級担当者養成教員数)

県立	松江	松江ろう学校	2	H13	浜田	浜田ろう学校	2	H16
----	----	--------	---	-----	----	--------	---	-----

「巡回指導」（通級指導教室）について

平成8年3月29日付け島教高第1300号
県教育長 通知

1 巡回指導の形態について

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍し障害の程度が比較的軽度な児童生徒に対し、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。対象児童生徒は、通級指導教室へ通級して指導を受けることを原則とするが、児童生徒の中には、通級指導教室が設置された学校へ通級することが困難な状況にある場合がある。

そのため、通級指導教室担当教員が、対象児童生徒の在籍校（在学）等で指導を行うことが必要となるが、このように他校等で指導する形態を「巡回指導」と呼ぶ。

2 巡回指導の実施について

巡回指導は、次の場合において、担当教員の負担加重とならない範囲で実施する。

- 通級指導教室が設置されている学校へ通うことによって、その児童生徒の他の学習時間が著しく削減されるか若しくは加重負担となる場合。
- 児童生徒一人では通級することが困難であって、保護者の付き添いができない場合。
- 通級指導教室が設置されていない学校で指導を必要とする児童生徒が複数いる場合。

3 手続きについて

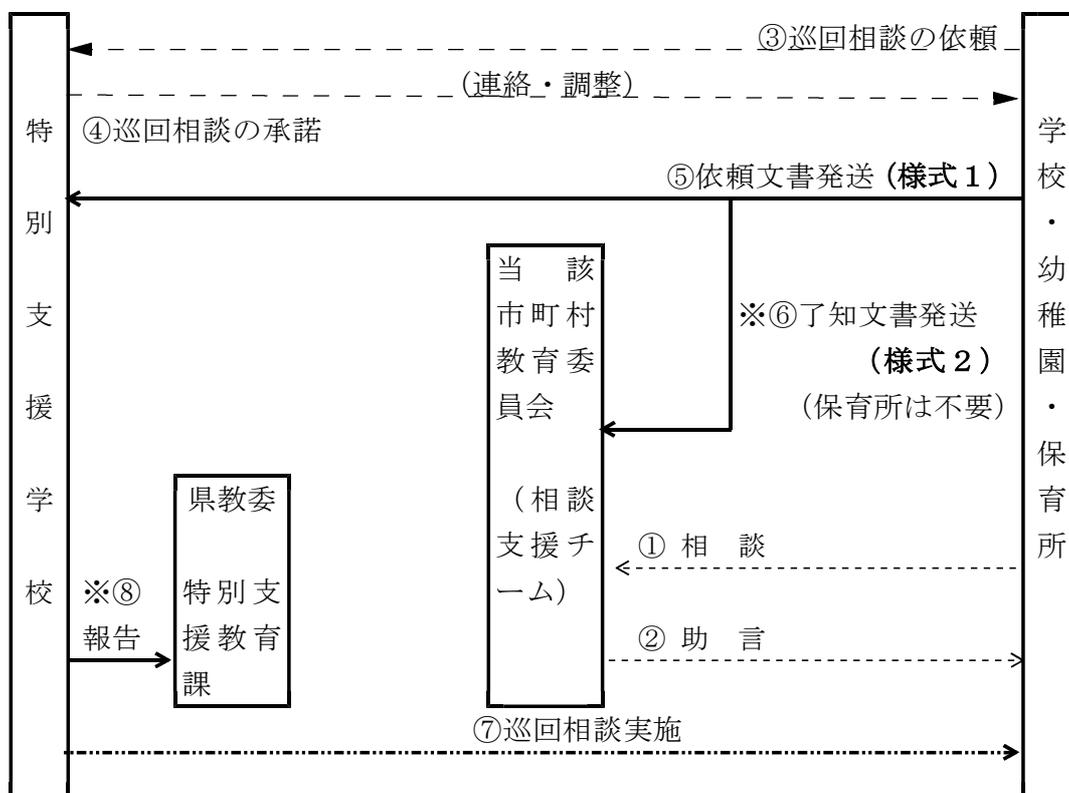
- ① 対象児童生徒の在籍校の校長は、通級様式1「通級による指導が必要な児童生徒について（報告）」の備考欄に、巡回指導が必要な事由を記入して市町村教育委員会へ報告する。
- ② 市町村教育委員会は、通級指導教室が設置されている教育委員会及び所管の教育事務所（県立特別支援学校に設置された通級指導教室に通級する場合は、県教育委員会）と協議する。その際、設置教育委員会は設置学校とも協議する。
- ③ ②において巡回指導が必要となった場合には、設置学校長は、通級様式2「通級による指導の必要性について（報告）」によって、その旨を設置教育委員会に報告する。
あわせて、巡回様式「巡回指導が必要な児童生徒（報告）」に必要事項を記入し設置教育委員会に報告する。
- ④ 市町村教育委員会は、③の巡回様式「巡回指導が必要な児童生徒（報告）」を確認し、所管の教育事務所を經由して県教育委員会へ提出する。（県立特別支援学校に設置された通級指導教室に通級する場合は不要）

※市町村立小・中・義務教育学校に設置された通級指導教室の巡回指導に係る旅費は、各学校の巡回指導実施予定を参考に、あらかじめ各教育事務所に対して概算で令達する。

※県立特別支援学校に設置された通級指導教室の巡回指導に係る旅費は、各学校の巡回指導実施予定を把握した上で、各学校の実績に基づき令達する。

- ⑤ 巡回指導担当者の身分取り扱いは、当分の間申請に基づく出張扱いとする。
対象児童生徒の在籍学校長から通級様式1「通級による指導の必要な児童生徒について（報告）」によって報告を受けた通級指導教室設置学校長は、通級様式2「通級による指導の必要性について（報告）」で受け入れをすることを承諾し、当該学校に担当教員を派遣することとする。ただし、派遣に係る通知が必要な場合には、設置教育委員会が行うこととする。

特別支援学校に巡回教育相談を依頼する手続き



※⑥：事務負担軽減のため、写しを添付し、まとめて処理する。（電話での協議を）

※⑧：年 2 回、活動報告により内容を報告する。

<留意点>

- 巡回教育相談を申し込む場合は、保護者の同意があることを原則とします。
- 巡回教育相談を受ける幼児児童生徒についての状況等、個人情報管理については特段の配慮をお願いします。
- 市町村教育委員会は、学校等の巡回教育相談の実施状況を把握し、可能な場合、同行して様子を観る等して、状況について周知することも大切です。

〇〇〇第 号
年 月 日

島根県立 _____ 学校長 様

学 校 名 _____

校 長 名 _____ 印

特別支援学校による巡回教育相談について (依頼)

下記のとおり、貴校からの巡回教育相談を依頼したいので、よろしくお取り計らいください。

記

1 日 時 _____年____月____日 (____) _____:____~____:____

2 相談対象児 _____年生 [男 ・ 女]

(相談対象児の状況等についての詳細については別途連絡します。)

3 本件に係る担当者

_____ 職 _____ 氏名 _____

4 そ の 他

〇〇〇第 号
年 月 日

島根県立 _____ 学校長 様

園 名 _____

園 長 名 _____ 印

特別支援学校による巡回教育相談について (依頼)

下記のとおり、貴校による巡回教育相談を依頼したいので、よろしくお取り計らいください。

記

1 日 時 _____年 _____月 _____日 (____) _____: _____ ~ _____: _____

2 相談対象児 _____歳児 [男 ・ 女]

(相談対象児の状況等についての詳細については別途連絡します。)

3 本件に係る担当者

_____ 職 _____ 氏名

4 そ の 他

〇〇〇第 号
年 月 日

島根県立 _____ 学校長 様

保育所名 _____

所長名 _____ 印

特別支援学校による巡回教育相談について (依頼)

下記のとおり、貴校による巡回教育相談を依頼したいので、よろしくお取り計らいください。

記

1 日 時 _____年 _____月 _____日 (_____) _____:_____ ~ _____:_____

2 相談対象児 _____歳児 [男 ・ 女]

(相談対象児の状況等についての詳細については別途連絡します。)

3 本件に係る担当者

職 _____ 氏名 _____

4 その他

資料5：特別支援学校に巡回教育相談を依頼する手続

様式2（所属→市町村教委）

〇〇〇第 号
年 月 日

〇〇市町村教育委員会教育長 様

〇〇市町村立 学校（園）長

印

県立特別支援学校による巡回教育相談に実施について（報告）

このことにつきまして、別添写しのとおり、県立
たので、ご承知ください。

校長あて依頼しまし

資料 6 : 児童心理治療施設入所児童生徒の転学の手続

1. 児童心理治療施設とは（児童福祉法第 4 3 条の 2）

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

また、児童心理治療施設の長は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならない（児童福祉法第48条抜粋）とあります。

2. 対象児童生徒

児童相談所から短期間、入所させることが望ましいという措置が出された児童生徒です。

3. 島根県立出雲養護学校（みらい分教室）への転入手続について

- (1) 該当市町村教育委員会は、学校教育法施行令第 1 1 条により島根県教育委員会に対して「認定特別支援学校就学者該当（通知）」を出します。その際の「障がい種別」は「病弱」となります。
- (2) 添付書類は、「市町村教育支援委員会の結果」「視覚障害等である旨の通知書（小・中学校等管理規則様式第 1 6 号）」「個人状況票（別紙様式）」等と「措置決定通知書（写し）」が必要です。
（個人状況票様式は、特別支援教育課の HP 上に掲載）
- (3) 市町村教育委員会は学校教育法施行令第 1 3 条により、学齢簿の加除訂正をした場合は、県教育委員会に対してその旨を通知します。

4. 島根県立出雲養護学校から転出し、小・中学校等へ転入する場合の手続について

- (1) 島根県教育委員会は、学校教育法施行令第 6 条の 3 により、該当する市町村教育委員会に「視覚障害者等でなくなった者について（通知）」を通知します。
- (2) 市町村教育委員会は学校教育法施行令第 1 3 条により、学齢簿の加除訂正をした場合は、県教育委員会に対してその旨を通知します。

5. 手続の際の留意事項

- (1) 転入学の期日については、児童生徒の状況に配慮し、適切に定めるものとします。
その際、市町村教育委員会と島根県教育委員会は、就学事務が円滑に行えるよう相互に連携をとることが大切です。
- (2) 教育支援委員会の開催については、市町村教育委員会が判断します。
- (3) 各学校への転入及び転出の際には、市町村教育委員会及び該当小・中学校等は関係機関と十分な連携を図るように努めます。

[別紙様式]

1 / 2

個人状況票

ふりがな ①氏名		性別		生年月日	年 月 日
②住所	市郡		町村		
③保護者名	(本人との関係:)				
④在籍	()小(中)(義務教育)学校 第 学年 [特別支援学級の場合の学級の障がい種]				
⑤手帳の有無	療育手帳	無・有	A ・ B	交付	年 月 日
	身体障害者手帳	無・有	種 級	交付	年 月 日
	精神保健福祉手帳	無・有	級	交付	年 月 日
⑥相談・療育等歴 (旧↓新)	年月日(～年月日)	相談/治療機関名		内 容 該当するものに○を。その他は()欄に記入	
				診断・療育・検査・他()	
				診断・療育・検査・他()	
				診断・療育・検査・他()	
⑦校内教育支援委員会					
⑧所属長所見					
記入年月日	年 月 日			所属長氏名	印
記入者	職名	氏名			

[別紙様式]

児童生徒氏名		記入者	
⑨ 集団活動の状況			
⑩ 学習の状況	(学習の定着状況等を記入)		
⑪ 行動上の特徴			
⑫ 特別な支援の内容 (特別な支援の配慮事項)	特別な支援の内容		
	(学習やコミュニケーションについて配慮している点、工夫している点、家庭の状況等)		
	通級指導教室の利用の有無	有	無
	利用期間、主な支援の内容等		
⑬ 出欠の状況	(健康上の留意事項や欠席理由、遅刻・早退等で特記事項があれば記入すること：特に、不登校の場合は、期間、現在の状況等を記入のこと)		
	通常の学級に在籍している児童生徒のうち特別支援学級の弾力的運用による支援の有無 有 ・ 無 弾力的運用の内容		

第 号
年 月 日

〇〇市(町村)教育委員会 様

〇〇市(町村)立〇〇〇〇〇校長

氏 名 印

視覚障害者等である旨の通知書

下記の児童(生徒)は、視覚障害者等であると考えられるので通知します。

記

- 1 児童(生徒)
 - (1) 学年・氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 住 所
- 2 保護者
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名
- 3 視覚障害者等である f と判断した理由

(通 知)

□ 学校教育法施行規則の一部改正について(通知)

17文科初第1177号
平成18年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
銭谷 眞美

学校教育法施行規則の一部改正等について(通知)

このたび、別添1のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成18年文部科学省令第22号)」(以下「改正規則」という。)が、平成18年3月31日に公布され、平成18年4月1日から施行されることとなりました。また、別添2のとおり「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件(平成18年文部科学省告示第54号)」(以下「改正告示」という。)が、平成18年3月31日に告示され、平成18年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

(1) 平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査においては、小学校及び中学校の通常の学級において、学習障害(以下「LD」という。)・注意欠陥多動性障害(以下「ADHD」という。)等により学習や行動の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6パーセント程度の割合で在籍している可能性が示されている。こうした状況を踏まえ、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍しているLD又はADHDの児童生徒であって、一部特別な指導を必要とする者については、適切な指導及び支援の充実を図るため、改正規則による改正前の学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(以下「旧規則」という。)第73条の21に基づく特別の指導(以下「通級による指導」という。)を実施することができることとする必要があること。

あわせて、旧規則第73条の21第2号に規定する情緒障害者については、その障害の原因及び指導法が異なるものが含まれていることから、この分類を見直す必要があること。

(2) 障害のある児童生徒の状態に応じた指導の一層の充実を図り、障害の多様化に適切に対応するため、通級による指導を行う際の授業時数の標準を弾

力化するとともに、LD 又は ADHD の児童生徒に対して通級による指導を行う際の授業時数の標準を設定する必要があること。

第 2 改正の内容

(1) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部改正

通級による指導の対象となる者として、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者に加え、これらに該当する児童生徒についても通級による指導を行うことができることとすること。（改正規則による改正後の学校教育法施行規則（以下「新規則」という。）第 73 条の 21 第 6 号及び第 7 号関係）

旧規則第 73 条の 21 第 2 号に規定される情緒障害者については、「障害のある児童生徒の就学について」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号初等中等教育局長通知）において「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」に該当する者を対象としてきたところである。しかし、近年、これらの障害の原因及び指導法が異なることが明らかになってきたことから、上記一に該当する者を「自閉症者」とし、上記二に該当する者を「情緒障害者」として分類を見直すこと。（新規則第 73 条の 21 第 2 号及び第 3 号関係）

及びの改正に伴い、旧規則第 73 条の 21 各号の規定を整備すること。（新規則第 73 条の 21 第 4 号、第 5 号及び第 8 号関係）

(2) 学校教育法施行規則第 73 条の 21 第 1 項の規定による特別の教育課程について定める件（平成 5 年文部省告示第 7 号）の一部改正

通級による指導において行うこととしている障害に応じた特別の指導については、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導及び障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導のそれぞれについて授業時数の標準を定めているところであるが、障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間 35 単位時間から 280 単位時間までとすること。

また、新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月 1 単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までとすること。

（改正告示による改正後の学校教育法施行規則第 73 条の 21 の規定による特別の教育課程について定める件 2 関係）

第 3 留意事項

(1) 児童生徒が新規則における通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たっての留意事項については、別に通知するものであること。

(2) 通級による指導においては、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導を行い、特に必要な場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うこととする位置づけについては、変更がないこと。

(通 知)

□ **通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)**

17文科初第1178号
平成18年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
銭 谷 眞 美

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)

このたび、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍する学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒を、その障害の状態に応じて行われる特別の指導(以下「通級による指導」という。)の対象とすることができること等について、学校教育法施行規則の一部改正等を行い、その改正等の趣旨、内容及び留意事項について、「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号初等中等教育局長通知)をもってお知らせしたところです。

この改正に伴い、児童生徒が通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、遺漏のないようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

学校教育法施行規則第73条の21の規定に基づく通級による指導は、「障害のある児童生徒の就学について」(平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等教育局長通知)(以下「291号通知」という。)に掲げる者に加え、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者についても対象とするとともに、通級による指導の対象となる情緒障害者については、これまで、291号通知においてその障害の程度を「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は、「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」として示してきたところであるが、今般、上記一を自閉症者と、上記二を情緒障害者として整理することとしたこと。

自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者については、それぞれ以下の(1)の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。また、これらの児童生徒を含め、通級による指導を行うに際しての留意事項については、以下の

(2) のとおりであること。

なお、291号通知の記の第1の2のbの(1)の「イ 情緒障害者」は廃止し、これに該当する障害の種類及び程度については、以下の(1)の「ア 自閉症者」又は「イ 情緒障害者」に該当するものとする。

また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

(1) 障害の種類及び程度

ア 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 留意事項

通級による指導を行うに際しての留意事項は以下のとおり。

ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知又は291号通知に示されたうちの1の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、文部科学省の委嘱事業である特別支援教育体制推進事業等により各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

(3) その他

情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとしていること。

(通知)

□学校教育法施行規則の一部改正について（通知）

25 文科初第 655 号

平成 25 年 9 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官

山中 伸一

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成 25 年 8 月 26 日付けをもって政令第 244 号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要

な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成25年9月1日から施行すること。

第3 留意事項

1 平成23年7月に改正された障害者基本法第16条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏

まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】
（教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係
〒100-8959 東京都千代田区 3-2-2
電話：03-5253-4111（内線）3193
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetsu@mext.go.jp

(通知)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (通知)

25 文科初第 756号

平成 25 年 10 月 4日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前川 喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (通知)

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (平成 24 年 7 月)」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について (通知)」(平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号)をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について (通知)」(平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号)は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

1 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

2 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては 2 (2) と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検

査，専門医による診断等に基づき教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際，通級による指導の特質に鑑み，個々の児童生徒について，通常の学級での適応性，通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

1 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者，病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由，病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

2 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は，以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき，通級による指導における特別の教育課程の編成，授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため，指導要録において，通級による指導を受ける学校名，通級による指導の授業時数，指導期間，指導内容や結果等を記

入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において

作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。